

令和7年度「第1期福津市子ども計画」の進捗状況管理表

番号	個別施策	主な取り組み	部署名	取り組みの概要	令和7年度実施内容 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	令和7年度実施内容 【実績R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	今後の課題 【R8.1時点】	課題についての改善・検討 【R8.1時点】	令和8年度実施内容 【予定R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。
1	1-1(1)子どもの人権・権利を守るまちづくりの推進	人権教育・人権学習の推進	人権政策課	小学生や就学前の子どもたちが、人権の花であるひまわりを育てることで、生命の尊厳や、思いやり、協力することの大切さを学ぶために、人権擁護委員による「人権の花運動」を毎年実施している。	ひまわりの種植え、種取りの後、人権擁護委員による「人権教室(人にやさしくできる勉強会)と感謝の会」を実施する。令和7年度は、上西郷小学校、野いちごさくらんぼ保育園、虹の森保育園での実施を予定している。	予定通り小学校1校と就学前施設2園で実施する。活動内容は、5月連休明けにそれぞれで種子植え。6月小学校で、人権学習(なげ、ひまわりを育てるの)か)を実施。今年は土曜日の人権教育公開日に実施できた。8月就学前施設で種子とり。10月3カ所、人権学習と感謝の会を実施する。活動参加者は、人権擁護委員を中心に保護司会や更生保護女性会からもサポートを受けている。	恒例行事となってマンネリ化するので、子ども達に人権の大切さを楽しくわかりやすく伝えるための工夫が必要。	工夫の内容として、今年は、感謝の会で、例年活用しているウォークパルン(着ぐるみ)だけでなく、福岡法務局が持っているガチャガチャ(遊具)を使ったり、人権擁護委員による人権マジックショーを取り入れた。今後も、内容改善に向けて検討を重ねていく。	ひまわりの種植え、種取りの後、人権擁護委員による「人権教室(人にやさしくできる勉強会)と感謝の会」を実施する。令和8年度は、福岡小学校、光明の郷幼稚園、ふくつライオン保育園での実施を予定している。
2	1-1(1)子どもの人権・権利を守るまちづくりの推進	人権教育・人権学習の推進	学校教育課	人権教育・人権学習を推進する。	・各中学校ブロックにおける人権教育に関する研修を実施する。 ・各学校における人権教育・人権学習を実施する。	・各中学校ブロックにおける人権教育に関する研修を実施 ・各学校における人権教育・人権学習を実施	人権教育・学習を、より計画的・体系的に進める改善策の検討	各学校の人権教育体系表の作成協議の実施	・各中学校ブロックにおける人権教育に関する研修を実施する。 ・各学校における人権教育・人権学習を実施する。
3	1-1(1)子どもの人権・権利を守るまちづくりの推進	人権教育・人権学習の推進	子ども課	子ども・若者・子育て家庭に人権啓発・情報提供を行う。	・施設(児童センターフクスタ、子育て支援センターなかよし等)で人権ポスター等を掲示する。 ・窓口で人権の相談支援(家庭児童相談室等)に関するリーフレット等を設置する。	・施設(児童センターフクスタ、子育て支援センターなかよし等)で人権ポスター等を掲示した。 ・窓口で人権の相談支援(家庭児童相談室等)に関するリーフレット等を設置した。	引き続き実施する。	今後も担当部署と連携しながら実施する。	・施設(児童センターフクスタ、子育て支援センターなかよし等)で人権ポスター等を掲示する。 ・窓口で人権の相談支援(家庭児童相談室等)に関するリーフレット等を設置する。
4	1-1(1)子どもの人権・権利を守るまちづくりの推進	人権教育・人権学習の推進	郷育推進課	郷育カレッジ事業において、人権および男女共同参画に関する講座を開講している。	郷育カレッジ事業において、人権および男女共同参画に関する講座を開講している。	郷育カレッジ事業において、人権および男女共同参画に関する講座を行った。	高校生～40歳代の若年層が生徒学習に関わる機会が少ない。	左講座については、講座のアーカイブ配信を予定している。	郷育カレッジ事業において、人権および男女共同参画に関する講座を開講している。
5	1-1(1)子どもの人権・権利を守るまちづくりの推進	「子どもの権利に関する条例」の制定に向けた検討	子ども課	子どもの権利に関する条例の制定を目指す。	子どもの権利に関する条例の制定に向けて周辺市町村の状況などを調査し、条例制定に係る検討委員会設置の準備を進める。	条例制定検討委員会の設置に向けた計画を立案した。	条例制定検討委員会の委員選考など開催に向けた準備を進める。	職員配置など事務局側の体制整備が課題である。	子どもの権利に関する条例の制定に向けて周辺市町村の状況などを調査し、条例制定に係る検討委員会設置の準備を進める。
6	1-1(1)子どもの人権・権利を守るまちづくりの推進	子どもの権利を擁護する体制の整備に向けた検討	子ども課	子どもが自ら相談できる窓口の充実を図り、子どもの権利が守られるように各機関が連携していく。	児童センターフクスタに相談窓口を設置し、子どもが自ら相談できる機会を定期的に設ける。	令和8年1月より児童センターフクスタを窓口として家庭児童相談室の出張室を設置。子どもが自ら相談できる環境を整備した。	設置間もないため、子ども達への周知並びに相談室への需要状況の把握に努める。	設置状況を把握しうえて課題を明確にし改善点を検討する。	児童センターフクスタに相談窓口を設置し、子どもが自ら相談できる機会を定期的に設ける。
7	1-2(2)要保護児童・要支援児童対策の推進	福津市要保護児童対策地域協議会の運営	子ども課	要保護児童や要支援児童の状況を関係機関で共有し、必要に応じ連携して迅速に対応できる体制を強化する。	代表者会議を1回/年、実務者会議を9回/年、個別ケースは随時実施を予定している。	予定通り実施した。	実務者会議の開催回数の検討	実務者会議について、内容を集約して開催回数を減少する方向で検討する。	代表者会議を1回/年、実務者会議を9回/年、個別ケースは随時実施を予定している。
8	1-3(3)男女共同参画による子育ての推進	事業所等への男女共同参画の啓発	男女共同参画室	市内の保育所や幼稚園に、男女共同参画推進員(男女共同参画推進員と呼ぶ)を配置し、就学前の児童にも男女共同参画の推進を図る。	男女共同参画推進員に男女共同参画についての絵本を選んでもらい、当推進室が購入し配布する。	男女共同参画推進員に男女共同参画についての絵本を選んでもらい、当推進室が購入し配布し、読み聞かせ等での活用を依頼した。	特記事項なし	特記事項なし	男女共同参画推進員に男女共同参画についての絵本を選んでもらい、当推進室が購入し配布する。
9	1-3(3)男女共同参画による子育ての推進	男女平等教育、男女共同参画学習の推進	学校教育課	男女平等教育、男女共同参画学習を推進する。	・各学校における人権教育・人権学習を実施する。	・各学校における人権教育・人権学習を実施	人権教育・学習を、より計画的・体系的に進める改善策の検討	各学校の人権教育体系表の作成協議の実施	・各学校における人権教育・人権学習を実施する。
10	1-3(3)男女共同参画による子育ての推進	男女平等教育、男女共同参画学習の推進	子ども課	子ども・若者・子育て家庭に男女共同参画の啓発・情報提供を行う。	・施設(児童センターフクスタ、子育て支援センターなかよし等)で、啓発ポスター等を掲示する。 ・窓口でリーフレット等を設置する。	・施設(児童センターフクスタ、子育て支援センターなかよし等)で、啓発ポスター等を掲示した。 ・窓口でリーフレット等を設置した。	引き続き実施する。	今後も担当部署と連携しながら実施する。	・施設(児童センターフクスタ、子育て支援センターなかよし等)で、啓発ポスター等を掲示する。 ・窓口でリーフレット等を設置する。
11	1-3(3)男女共同参画による子育ての推進	男女平等教育、男女共同参画学習の推進	郷育推進課	郷育カレッジ事業において、人権および男女共同参画に関する講座を開講している。	郷育カレッジ事業において、人権および男女共同参画に関する講座を開講している。	郷育カレッジ事業において、人権および男女共同参画に関する講座を行った。	高校生～40歳代の若年層が生徒学習に関わる機会が少ない。	左講座については、講座のアーカイブ配信を予定している。	郷育カレッジ事業において、人権および男女共同参画に関する講座を開講している。
12	1-3(3)男女共同参画による子育ての推進	「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の啓発	人権政策課	市の窓口対応部署に「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の卓上パネルを設置、市ホームページに内容や手続き方法等を掲載、「二十歳の集い」でのパンフレット配布、指導員の出前講座等で制度の紹介を行う。	市の窓口対応部署に「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の卓上パネルを設置、市ホームページに内容や手続き方法等を掲載、「二十歳の集い」でのパンフレット配布、指導員の出前講座等で制度の紹介を行う。	パンフレットを「二十歳の集い」で500部配布し、コミュニティフェスタでは自由配付形式で啓発を行った。出前講座において、制度の紹介をし、受講者に理解促進と啓発を行った。	問い合わせは数件あったが、申請までには至らなかった。	今までの啓発活動を継続しつつ、新たな啓発手法を検討していく。	市の窓口対応部署に「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の卓上パネルを設置、市ホームページに内容や手続き方法等を掲載、「二十歳の集い」でのパンフレット配布、指導員の出前講座等で制度の紹介を行う。
13	1-4(4)政策形成過程への子どもの意見の反映	子どもの意見を聴く機会づくりの推進	子ども課	子ども・若者の視点に立った施策の実現のため、アンケートやワークショップなど、施策、計画の策定段階で、子ども・若者の意見を聴く機会の確保に努める。	アンケートやワークショップなど、施策、計画の策定段階で、子ども・若者の意見を聴く機会の確保に努める。	令和7年度は、計画策定の取り組みはなかった。	引き続き、施策、計画の策定段階で、子ども・若者の意見を聴く機会の確保に努める。	特記事項なし	アンケートやワークショップなど、施策、計画の策定段階で、子ども・若者の意見を聴く機会の確保に努める。
14	1-4(4)政策形成過程への子どもの意見の反映	子どもの意見を聴く機会づくりの推進	郷育推進課	学校教育課と連携し、市議会議場にて中学生が感じる市の課題等を市長に提言する「中学生未来会議」を実施している。	教育大綱見直し年度のため、担当の教育総務課と連携し、ワークショップ形式で小学生・中学生の意見を採り入れる機会を設ける。	教育総務課と連携しながら、ワークショップを12月20日に行った。中学生から地域の方まで約50人が参加した。次回は1月31日に実施予定。	最終回予定の3月20日に向けて、より幅広い地域や年齢の市民から意見を聞けるように、参加者を募る必要がある。	来年度は郷育推進課単独の取り組みに戻る予定のため、内容や時期について、ワークショップ実施内容を踏まえて検討する。	教育大綱見直し年度のため、担当の教育総務課と連携し、ワークショップ形式で小学生・中学生の意見を採り入れる機会を設ける。
15	2-1(1)防犯・交通安全の推進	地域防犯・交通安全活動の推進	防災安全課	春と秋の交通安全県民運動や交通安全協議会を通じて交通安全啓発活動を実施する。	・交通安全協議会を通じ、新1年生等に向けた交通安全啓発教材等を配布する。 ・春と秋の交通安全県民運動における街頭指導を実施する。	交通安全県民運動について、春は、4月6日～15日の期間のうち、8(火)と4(月)に実施し、秋は、9月21日～30日の期間のうち、24(水)と29(月)に街頭指導を実施した。	街頭指導を行う場所の変更や追加について調査・検討を要する。	今後、検討予定。	・交通安全協議会を通じ、新1年生等に向けた交通安全啓発教材等を配布する。 ・春と秋の交通安全県民運動における街頭指導を実施する。
16	2-1(1)防犯・交通安全の推進	地域防犯・交通安全活動の推進	地域コミュニティ課	安全な生活環境を整備する。	防犯灯の設置、修繕、LED化を促進する。	自治会からの要望に基づき、防犯灯の設置、修繕を行なった。またLED化した自治会に補助金を交付した。	LED化未実施自治会がある。	対象自治会に対して、丁寧な補助事業の案内を行う。	防犯灯の設置、修繕、LED化を促進する。
17	2-1(1)防犯・交通安全の推進	地域防犯・交通安全活動の推進	学校教育課	交通安全教育を実施する。	・交通安全教育を実施する。	各校において交通安全教育を実施	形骸化、マンネリ化の防止	デジタル教材活用の検討	・交通安全教育を実施する。
18	2-1(1)防犯・交通安全の推進	地域防犯・交通安全活動の推進	子ども課	下校時の児童の安全確保のため、小学校と児童保育所との連絡体制の整備を行う。(集団下校等)	小学校・児童保育所連絡会の開催(年1回)により、小学校と児童保育所との連携体制の強化を促す。	6月に小学校・児童保育所連絡会を開催し、小学校と児童保育所との連携体制の強化を促した。	引き続き小学校と児童保育所の連携体制の強化・促進に努める。	特記事項なし	小学校・児童保育所連絡会の開催(年1回)により、小学校と児童保育所との連携体制の強化を促す。
19	2-1(1)防犯・交通安全の推進	「福津市通学路交通安全プログラム」の推進	学校教育課	通学路合同点検、対策を実施する。	・関係者による通学路合同点検を実施する。 ・通学路安全推進会議の開催、対策を実施する。	関係者による通学路合同点検を実施	危険箇所発見の遅れ防止	各校への定期的な周知	・関係者による通学路合同点検を実施する。 ・通学路安全推進会議の開催、対策を実施する。

令和7年度「第1期福津市こども計画」の進捗状況管理表

番号	個別施策	主な取り組み	部署名	取り組みの概要	令和7年度実施内容 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	令和7年度実施内容 【実績R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	今後の課題 【R8.1時点】	課題についての改善・検討 【R8.1時点】	令和8年度実施内容 【予定R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。
20	2-1(1)防犯・交通安全の推進	「福津市通学路交通安全プログラム」の推進	防災安全課	「通学路安全推進会議」に参加する。	関係機関と情報共有を行い、通学路の安全確保に向けた対策を実施する。	12月9日(火)開催の通学路安全推進会議に参加し、関係機関と情報共有を行い、安全対策に係る協議を行った。	特記事項なし	特記事項なし	関係機関と情報共有を行い、通学路の安全確保に向けた対策を実施する。
21	2-1(1)防犯・交通安全の推進	「福津市通学路交通安全プログラム」の推進	建設課	地域・学校・警察・行政一体で、通学路の安全対策を実施する。	各学校関係者からの要望に基づき、合同点検や通学路安全推進会議で必要となった対策を実施する。	合同点検を実施し、対策内容を整理・共有した。	合同点検での対策内容を実施する必要がある。	関係者と対策についての進捗状況を適宜共有する。	令和7年度に実施した、各学校関係者からの要望に基づき、合同点検や通学路安全推進会議で必要となった対策を実施する。
22	2-1(1)防犯・交通安全の推進	「福津市通学路交通安全プログラム」の推進	地域コミュニティ課	安全な生活環境を整備する。	防犯灯の設置、修繕、LED化を促進する。	自治会からの要望に基づき、防犯灯の設置、修繕を行なった。またLED化した自治会に補助金を交付した。	LED化未実施自治会がある。	対象自治会に対して、丁寧な補助事業の案内を行う。	防犯灯の設置、修繕、LED化を促進する。
23	2-1(1)防犯・交通安全の推進	「福津市通学路交通安全プログラム」の推進	こども課	下校時の児童の安全確保のため、小学校と児童保育所との連絡体制の整備を行う。(集団下校等)	小学校・児童保育所連絡会の開催(年1回)により、小学校と児童保育所との連携体制の強化を促す。	6月に小学校・児童保育所連絡会を開催し、小学校と児童保育所との連携体制の強化を促した。	引き続き小学校と児童保育所の連携体制の強化・促進に努める。	特記事項なし	小学校・児童保育所連絡会の開催(年1回)により、小学校と児童保育所との連携体制の強化を促す。
24	2-1(2)危機管理対策の推進	避難訓練・防災教育の推進	防災安全課	洪水浸水想定区域や土砂災害経過区域に所在する要配慮者利用施設における避難確保計画の策定と避難訓練の実施および報告を求める。	・新規施設における避難確保計画の策定を求める。 ・年1回以上の避難訓練の実施および報告を求める。	・新規施設への避難確保計画策定依頼5件、策定報告4件 ・避難訓練の実施報告90件中46件済	自施設がどの災害の危険があるのか把握できていないことがある。	提出依頼通知に施設がどの災害の危険性があるのかを繰り返し記載することで理解を深めてもらうようしている。	・新規施設における避難確保計画の策定を求める。 ・年1回以上の避難訓練の実施および報告を求める。
25	2-1(2)危機管理対策の推進	避難訓練・防災教育の推進	こども課	公共施設(児童保育所、フクスタ、なかよし等)における避難訓練を実施する。	公共施設(児童保育所、フクスタ、なかよし等)における避難訓練を実施する。	定期的な避難訓練の実施(年2回程度)に至る。	各施設において、様々な状況に応じた避難訓練を実施する必要がある。	各施設において、様々な状況に応じた避難訓練を実施できるよう、検討、指導を行う。	公共施設(児童保育所、フクスタ、なかよし等)における避難訓練を実施する。
26	2-1(2)危機管理対策の推進	避難訓練・防災教育の推進	学校教育課	避難訓練(地震、火災)を実施する。	・各校における避難訓練を実施する。	各校において避難訓練を実施	形骸化、マンネリ化の防止	より地域特性や学校規模に応じた訓練の検討	・各校における避難訓練を実施する。
27	2-1(2)危機管理対策の推進	「地域支えあい連絡カード」(個別避難計画)の策定の推進	福祉課	身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている方への避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を推進することで、要支援者の発災時の避難に備える。	避難行動要支援者及び個別避難計画の作成について、市ホームページや子育て支援サイトこどもの国に掲載する。	市ホームページ及び子育て支援サイトこどもの国に掲載を行った。	市ホームページ及び子育て支援サイトこどもの国を利用しても、申請は窓口や郵送での手続きであり、申請に対する利便性が低い。	電子申請について検討を行う。	避難行動要支援者及び個別避難計画の作成について、市ホームページで電子申請できるようにする。
28	2-1(2)危機管理対策の推進	「地域支えあい連絡カード」(個別避難計画)の策定の推進	防災安全課	「地域支えあい制度(個別避難計画)」の策定を推進する。	関係各課と連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を進める。	庁内関係課や県との協議を3回実施した。	要支援者数が多く、個別避難計画の策定率が低水準となっている。個別避難計画策定を優先的に進めていく対象者の把握等を行い、策定を推進していく必要がある。	関係機関との協議を重ね、策定に向けた行動を行っていく。	関係各課と連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を進める。
29	2-1(3)子育てにやさしい住環境づくり	公園の適正な維持管理の推進	建設課	都市公園の施設修理、植栽の剪定、遊具の点検修理を実施する。大規模公園の維持管理及び施設の有効活用を指定管理者制度により実施する。	都市公園151カ所の植栽等保守管理、5公園の休養施設改修を行う。指定管理者による大規模公園管理に対するモニタリングを毎月実施する。	都市公園151カ所の植栽等保守管理を適時適切に実施しています。休養施設改修は、9公園、14基の改修が完了予定です。大規模公園指定管理者のモニタリング中間まとめを11月に実施し、公園の適正な維持管理について協議しました。	都市公園内のベンチ等の休養施設や遊具は老朽化が進んでおり、継続的な安全点検と修繕が必要です。また、大規模公園施設の老朽対策を継続していくことが必要です。	安全点検の結果を踏まえ、劣化状況等優先度の高いものから順次修繕を実施していきます。指定管理者施設状態や利用状況を共有し、優先順位を設定し対応していきます。	都市公園153カ所の植栽等保守管理、8公園の休養施設改修を行う。また、都市公園130カ所の遊具の安全点検を実施し、劣化状況等優先度の高い遊具から修繕を行う。指定管理者による大規模公園管理に対するモニタリングを毎月実施する。
30	2-1(3)子育てにやさしい住環境づくり	こども・子育ての視点に立った地域公共交通施策の推進	都市計画課	公共交通の利便性を促す情報を周知する。	西鉄バス「こども50円バス」、JR「こどもぼうけんきっぷ」を周知する。	令和7年7月、12月に市公式LINEにて周知を行った。	より多くの人に情報を広める必要がある。	市公式LINEに加え、他の周知方法を検討する。	西鉄バス「こども50円バス」、JR「こどもぼうけんきっぷ」を周知する。
31	3-1(1)母子保健・児童福祉に関する相談支援の推進	「福津市こども家庭センター」の運営	子育て世代包括支援課	母子保健分野と児童福祉分野が連携しながらこどもの育ちを支え、子育て家庭の支援を行う。	・母子保健分野と児童福祉分野の情報共有の場としてこども包括会議を定期的に開催する。 ・各種子育て支援事業を実施する。	・母子保健分野と児童福祉分野の情報共有の場としてこども包括会議を定期的に開催。 ・各種子育て支援事業を実施。	母子保健分野と児童福祉分野の更なる連携	相互理解の推進と、情報連携会議の手法等についての再検討	・母子保健分野と児童福祉分野の情報共有の場としてこども包括会議を定期的に開催する。 ・各種子育て支援事業を実施する。
32	3-1(1)母子保健・児童福祉に関する相談支援の推進	「福津市こども家庭センター」の運営	こども課	子育て世代包括支援課と連携し、こどもや子育てに関する相談に応じ解決を支援する。	母子保健分野と児童福祉分野の情報共有の場としてこども包括会議を定期的に開催する。相談を受け付け、社会資源の活用などを調整し、必要に応じて専門相談窓口につなぐなど、問題の解決を支援する。	月1回こども包括会議を開催した。相談内容に応じて問題解決の支援を行った。相談内容に応じて問題解決の支援を行った。	連携の強化と円滑化	相互理解促進のための研修の実施	母子保健分野と児童福祉分野の情報共有の場としてこども包括会議を定期的に開催する。相談を受け付け、社会資源の活用などを調整し、必要に応じて専門相談窓口につなぐなど、問題の解決を支援する。
33	3-1(1)母子保健・児童福祉に関する相談支援の推進	家庭児童相談の実施	こども課	こどもや子育てに関する相談に応じ解決を支援する。	相談を受け付け、社会資源の活用などを調整し、必要に応じて専門相談窓口につなぐなど、問題の解決を支援する。	相談内容に応じて問題解決の支援を行った。	相談員のスキルアップ	研修を実施・受講し知識や技術の習得を図る。	相談を受け付け、社会資源の活用などを調整し、必要に応じて専門相談窓口につなぐなど、問題の解決を支援する。
34	3-1(1)母子保健・児童福祉に関する相談支援の推進	子育て支援センター「なかよし」での相談支援の実施	こども課	子育て支援センターの利用者の相談や電話相談を実施する。	・相談を聞き、必要な場合はアドバイスを行う。 ・相談に内容によっては関連機関につなぐ。	子育て支援センターの利用者の相談や電話相談を実施した。内容によっては関連機関につなぐ。	特記事項なし	今後も相談に応じ、内容によっては関連機関につなぐ。	・相談を聞き、必要な場合はアドバイスを行う。 ・相談に内容によっては関連機関につなぐ。
35	3-1(1)母子保健・児童福祉に関する相談支援の推進	健診など母子保健事業での相談支援の実施	子育て世代包括支援課	育児の悩みや心配事に関して、専門職に相談できる機会を設けることで、育児不安の軽減や保護者の孤立化を防ぐ。	離乳食教室、7か月育児相談、すくすく相談、運動発達相談、2歳児育児相談(こぼれ相談)を実施する。	各育児相談を実施。終了後はアンケートにより、不安軽減につながったかの確認を行っている。	同相談会は、アンケート結果からも育児不安軽減につながっていると思われる。相談できる機会を多様な方法で設けておくことが必要である。	日時を設定した相談会については、現状を維持するものの、利用者のニーズ等については、随時把握しながら進める必要がある。	離乳食教室、7か月育児相談、すくすく相談、運動発達相談、2歳児育児相談(こぼれ相談)を実施する。
36	3-1(1)母子保健・児童福祉に関する相談支援の推進	地域子育て相談機関の設置	子育て世代包括支援課	地域子育てサロンやこどもの広場等の利用促進を行う。	子育てアプリやこどもの国のHPの掲載、子育て世代包括支援課前の掲示板に掲示する。	子育てアプリやこどもの国のHPの掲載、子育て世代包括支援課前の掲示板に掲示	情報発信手法等の見直し	情報発信の手法やタイミング等の再検討	子育てアプリやこどもの国のHPの掲載、子育て世代包括支援課前の掲示板に掲示する。
37	3-1(1)母子保健・児童福祉に関する相談支援の推進	地域子育て相談機関の設置	こども課	誰でも相談しやすい相談機関を増やしていく。地域や保育所などで相談できる場所を増やしていく。	公立保育所及び幼稚園、子育て支援センターを相談機関として位置付ける方向で検討する。	公立保育所及び幼稚園、子育て支援センターを相談機関として位置付ける方向で検討した。	大和保育所、子育て支援センターにおいて試験的導入を検討する。	相談体制の整備が課題である。	公立保育所及び幼稚園、子育て支援センターを相談機関として位置付ける方向で検討する。
38	3-1(1)母子保健・児童福祉に関する相談支援の推進	利用者支援事業の実施	子育て世代包括支援課	こども家庭センター内の各種専門職が他職種連携しながら、各家庭に寄り添ったつながりのある支援を行う。	・妊婦等包括相談支援事業を実施する。 ・各種専門職による相談支援を実施する。	・妊婦等包括相談支援事業を実施。 ・各種専門職による相談支援を実施。	専門職の更なるレベルアップ	他職種と連携しながら現場経験を多く積み、研修等を受講することにより新しい知識を習得するなど専門職の更なるレベルアップを図る	・妊婦等包括相談支援事業を実施する。 ・各種専門職による相談支援を実施する。
39	3-1(1)母子保健・児童福祉に関する相談支援の推進	利用者支援事業の実施	こども課	こども家庭センターとして子育て世代包括支援課と連携し、こどもや子育てに関する相談に応じ解決を支援する。	相談を受け付け、社会資源の活用などを調整し、必要に応じて専門相談窓口につなぐなど、問題の解決を支援する。	相談内容に応じて問題解決の支援を行った。	相談員のスキルアップ	研修を実施・受講し知識や技術の習得を図る。	相談を受け付け、社会資源の活用などを調整し、必要に応じて専門相談窓口につなぐなど、問題の解決を支援する。
40	3-1(1)母子保健・児童福祉に関する相談支援の推進	要保護児童対策地域協議会の開催・連絡調整	こども課	要保護児童や要支援児童の状況を関係機関で共有し、必要に応じ連携して迅速に対応できる体制を強化する。	代表者会議を1回/年、実務者会議を9回/年、個別ケースは随時実施を予定している。	予定通り実施した。	実務者会議の開催回数の検討	実務者会議について、内容を集約して開催回数を減少する方向で検討する。	代表者会議を1回/年、実務者会議を9回/年、個別ケースは随時実施を予定している。

令和7年度「第1期福津市こども計画」の進捗状況管理表

番号	個別施策	主な取り組み	部署名	取り組みの概要	令和7年度実施内容 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	令和7年度実施内容 【実績R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	今後の課題 【R8.1時点】	課題についての改善・検討 【R8.1時点】	令和8年度実施内容 【予定R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。
41	3-1(1)母子保健・児童福祉に関する相談支援の推進	「福津市のびのび発達支援センター」での相談支援の実施	子育て世代包括支援課	発達に不安のある子どもの療育・発達支援についての相談支援を行う。	目標相談件数2,000件	目標相談件数2,000件	委託事業者との更なる情報連携	委託事業者との情報連携を強化し、つながりのある支援を実施	目標相談件数2,000件
42	3-1(2)学齢期の相談支援の推進	教育相談の実施および支援環境の整備	学校教育課	教育相談の実施および支援環境を整備する。	・市教育委員会に、相談窓口を設置して、不登校やいじめ等に関する相談を受ける。 ・SC(スクールカウンセラー)を配置し、巡回相談を実施する。 ・SSW(スクールソーシャルワーカー)を中心とした家庭へのアウトリーチ支援の実施。 ・校内外サポートルームを設置する。 ・各校における支援会議に指導主事が参加し、各関係機関との連携を図る。	・市教育委員会における相談窓口の設置 ・SC(スクールカウンセラー)を配置し、巡回相談の実施 ・SSW(スクールソーシャルワーカー)を中心とした家庭へのアウトリーチ支援の実施 ・各校における支援会議に指導主事が参加し、各関係機関との連携を実施	相談件数の増加による、SC・SSWの負担軽減策	SC・SSWの人数の増加を検討	・市教育委員会に、相談窓口を設置して、不登校やいじめ等に関する相談を受ける。 ・SC(スクールカウンセラー)を配置し、巡回相談を実施する。 ・SSW(スクールソーシャルワーカー)を中心とした家庭へのアウトリーチ支援の実施。 ・校内外サポートルームを設置する。 ・各校における支援会議に指導主事が参加し、各関係機関との連携を図る。
43	3-1(2)学齢期の相談支援の推進	「福津市教育支援センターひだまり」での自立支援の実施および支援環境の整備	学校教育課	不登校児童生徒への自立支援の実施と学習の保障に取り組む。	・「福津市教育支援センターひだまり」での自立支援を実施する。また、ICT等を活用した学習の場の整備を行う。	福津市教育支援センターで自立支援を実施。また、Wi-Fiを設置しICT等を活用した学習の場の整備を実施	教育支援センターの利用者増加による指導員の負担軽減策	指導員の人数の増加を検討	・「福津市教育支援センターひだまり」での自立支援を実施する。また、ICT等を活用した学習の場の整備を行う。
44	3-1(2)学齢期の相談支援の推進	家庭児童相談の実施および支援環境の整備	こども課	こどもや子育てに関する相談に応じ解決を支援する。	相談を受け付け、社会資源の活用などを調整し、必要に応じて専門相談窓口につなぐなど、問題の解決を支援する。	相談内容に応じて問題解決の支援を行った。	相談員のスキルアップ	研修を実施・受講し知識や技術の習得を図る。	相談を受け付け、社会資源の活用などを調整し、必要に応じて専門相談窓口につなぐなど、問題の解決を支援する。
45	3-1(2)学齢期の相談支援の推進	要保護児童対策地域協議会の開催・連絡調整	こども課	要保護児童や要支援児童の状況を関係機関で共有し、必要に応じ連携して迅速に対応できる体制を強化する。	代表者会議を1回/年、実務者会議を9回/年、個別ケースは随時実施を予定している。	予定通り実施した。	実務者会議の開催回数の検討	実務者会議について、内容を集約して開催回数を減少する方向で検討する。	代表者会議を1回/年、実務者会議を9回/年、個別ケースは随時実施を予定している。
46	3-1(2)学齢期の相談支援の推進	「福津市のびのび発達支援センター」での相談支援の実施および支援環境の整備	子育て世代包括支援課	発達に不安のある子どもの療育・発達支援についての相談支援を行う。必要に応じて関係機関等と情報共有を行う。	・目標相談件数2,000件 ・ほっとタイム目標利用者数延べ300人 ・スマイルクラブ目標利用者数延べ876人	・目標相談件数2,000件 ・ほっとタイム目標利用者数延べ300人 ・スマイルクラブ目標利用者数延べ876人	委託事業者との更なる情報連携	委託事業者との情報連携を強化し、つながりのある支援を実施	・目標相談件数2,000件 ・ほっとタイム目標利用者数延べ300人 ・スマイルクラブ目標利用者数延べ876人
47	3-1(2)学齢期の相談支援の推進	「福津市児童センターフクスタ」での相談窓口の設置	こども課	学齢期の児童の相談先(支援)の充実のため、児童センターフクスタに相談窓口を設置する。	・相談窓口での支援の内容(運営方法等)を検討する。 ・児童センターフクスタに相談窓口を設置する。 ・相談窓口を設置する。	令和8年1月より児童センターフクスタを窓口として家庭児童相談室の出張室を設置。こどもが自ら相談できる環境を整備した。	設置間もないため、こども達への周知並びに相談室への需要状況の把握に努める。	設置状況を把握しうえて課題を明確にし改善点を検討する。	・相談窓口での支援の内容(運営方法等)を検討する。 ・相談窓口を設置する。
48	3-1(3)わかりやすい情報提供の推進	「福津市子育て支援サイトこどもの国」の随時更新	子育て世代包括支援課	子育て支援に係る情報発信を行う。	九州大学と共同研究をしながら、わかりやすく届きやすい子育て支援情報を発信する。	九州大学と共同研究をしながら、わかりやすく届きやすい子育て支援情報を発信する。	庁内関係部署との連携	教育委員会をはじめとした庁内関係部署と連携を強化し情報発信する	九州大学と共同研究をしながら、わかりやすく届きやすい子育て支援情報を発信する。
49	3-1(3)わかりやすい情報提供の推進	「福津市子育て支援サイトこどもの国」の随時更新	こども課	ホームページを随時更新する。	・イベントや講座等のホームページの更新を随時行う。	イベントや講座等のホームページの更新を行った。10月からLINEで講座の案内を通知するようにした。	特記事項なし	今後も、ホームページの更新とLINEで通知を行っていく。	・イベントや講座等のホームページの更新を随時行う。
50	3-1(3)わかりやすい情報提供の推進	「子育て支援アプリ」の随時更新	子育て世代包括支援課	子育て支援に係る情報発信を行う。	九州大学と共同研究をしながら、わかりやすく届きやすい子育て支援情報を発信する。	九州大学と共同研究をしながら、わかりやすく届きやすい子育て支援情報を発信する。	庁内関係部署との連携	教育委員会をはじめとした庁内関係部署と連携を強化し情報発信する	九州大学と共同研究をしながら、わかりやすく届きやすい子育て支援情報を発信する。
51	3-1(3)わかりやすい情報提供の推進	「子育て支援アプリ」の随時更新	こども課	アプリの管理と予約枠の作成を行う。	・アプリの予約枠を作成する。 ・アプリからの予約者、キャンセル者の確認を行う。	アプリの予約枠の作成、予約者やキャンセル者の確認を行った。	特記事項なし	今後もアプリで予約できるように、管理を行っていく。	・アプリの予約枠を作成する。 ・アプリからの予約者、キャンセル者の確認を行う。
52	3-1(3)わかりやすい情報提供の推進	「子育てサービスマップ」の更新	子育て世代包括支援課	子育て支援に係る情報発信を行う。	九州大学と共同研究をしながら、わかりやすく届きやすい子育て支援情報を発信する。	九州大学と共同研究をしながら、わかりやすく届きやすい子育て支援情報を発信する。	庁内関係部署との連携	教育委員会をはじめとした庁内関係部署と連携を強化し情報発信する	九州大学と共同研究をしながら、わかりやすく届きやすい子育て支援情報を発信する。
53	3-1(3)わかりやすい情報提供の推進	「子育て支援ガイドブック」の更新	子育て世代包括支援課	子育て支援に係る情報発信を行う。	九州大学と共同研究をしながら、わかりやすく届きやすい子育て支援情報を発信する。	九州大学と共同研究をしながら、わかりやすく届きやすい子育て支援情報を発信する。	庁内関係部署との連携	教育委員会をはじめとした庁内関係部署と連携を強化し情報発信する	九州大学と共同研究をしながら、わかりやすく届きやすい子育て支援情報を発信する。
54	3-1(3)わかりやすい情報提供の推進	民間による子育て情報発信への支援	子育て世代包括支援課	各種広報媒体を通じた子育て支援情報発信の支援を行う。	必要に応じ、情報発信支援を実施する。	必要に応じ、情報発信支援を実施。	幅広い分野での情報収集	情報収集力の強化	必要に応じ、情報発信支援を実施する。
55	3-1(3)わかりやすい情報提供の推進	民間による子育て情報発信への支援	こども課	「福津市子育てネットワーク」ぶくぶくの情報発信の支援を行う。	・「子育て情報誌ぶくぶく」に掲載する子育て支援センターで行うイベントの情報提供を行う。 ・子育て支援センターの部屋を会議室として年に9回提供する。	・「子育て情報誌ぶくぶく」に掲載する子育て支援センターの講座やイベントの情報提供を行った。 ・子育て支援センターの部屋を会議室として年に9回提供した。	特記事項なし	今後も情報提供と会議室の貸し出しを行っていく。	・「子育て情報誌ぶくぶく」に掲載する子育て支援センターで行うイベントの情報提供を行う。 ・子育て支援センターの部屋を会議室として年に9回提供する。
56	3-1(3)わかりやすい情報提供の推進	日本語がわからない家庭への情報提供体制の強化	子育て世代包括支援課	翻訳機等を適宜用いながら、各々の家庭に寄り添った子育て支援を行う。	必要に応じ、翻訳機等を適宜用いながらの子育て支援を実施する。	必要に応じ、翻訳機等を適宜用いながらの子育て支援を実施。	専門職の更なるレベルアップ	他職種と連携しながら現場経験を多く積み、研修等を受講することにより新しい知識を習得するなど専門職の更なるレベルアップを図る	必要に応じ、翻訳機等を適宜用いながらの子育て支援を実施する。
57	3-1(3)わかりやすい情報提供の推進	日本語がわからない家庭への情報提供体制の強化	こども課	多言語による情報提供体制の強化を図る。	・窓口でAI翻訳機を活用する。	令和7年度利用はなかったが、引き続き必要に応じて、AI翻訳機を活用する。	特記事項なし	特記事項なし	・窓口でAI翻訳機を活用する。
58	3-1(3)わかりやすい情報提供の推進	日本語がわからない家庭への情報提供体制の強化	市民課	日本語がわからない市民に対する適切な説明や情報提供に取り組む。	・AI翻訳アプリなどを活用して対応する。 ・よくある確認事項については、英語のフローチャートを作成して対応する。	・AI翻訳アプリなどを活用して対応する。 ・よくある確認事項については、英語のフローチャートを作成して対応する。	・現時点の状況では翻訳アプリなどの活用で、1件当たりの対応時間は長くなるが、対応できている。 ・件数が日常的に大幅に増加するような状況が生じると他の来庁者の待ち時間などにも影響し支障をきたす恐れがある。	・現時点では必要ないが、今後複数の部署で対応件数が大幅に増加するようであれば、庁内全体で検討する必要がある。	・AI翻訳アプリなどを活用して対応する。 ・よくある確認事項については、英語のフローチャートを作成して対応する。
59	3-1(3)わかりやすい情報提供の推進	日本語がわからない家庭への情報提供体制の強化	経営戦略課	多言語による情報提供体制の強化を図る。	・窓口でAI翻訳機を活用する。	・関係各課の窓口における相談や申請支援、訪問事業に活用している。(令和8年1月22日現在14回)	活用される機会が多くない。	関係各課が活用しやすいよう、定期的な周知を行う。	・窓口でAI翻訳機を活用する。
60	4-1(1)就学前教育・保育の環境づくり	市立の保育所・幼稚園でのきめ細かな教育・保育の提供	こども課	公立大和保育所において、一人ひとりの発達や個性に応じたきめ細かな教育・保育を提供する。	保育全般に関する研修の受講や、障がい児や医療的ケア児に関する専門機関との連携などによる保育スキルの修得に努め、保育の質の向上につなげる。	保育全般(市内保育所等の保育士応援支援を含む)の研修の参加及び実施を行い、保育の質の向上に努めた。	令和8年度から誰でも通園制度の実施。より良い実施に向けてシステムの運用及び実施要綱等の整備。	子育て支援係と連携し整備を進めている。	保育全般に関する研修の受講や、障がい児や医療的ケア児に関する専門機関との連携などによる保育スキルの修得に努め、保育の質の向上につなげる。

令和7年度「第1期福津市こども計画」の進捗状況管理表

番号	個別施策	主な取り組み	部署名	取り組みの概要	令和7年度実施内容 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	令和7年度実施内容 【実績R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	今後の課題 【R8.1時点】	課題についての改善・検討 【R8.1時点】	令和8年度実施内容 【予定R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。
61	4-1(1)就学前教育・保育の環境づくり	市立の保育所・幼稚園でのきめ細かな教育・保育の提供	学校教育課	神興幼稚園を運営する。	・神興幼稚園を運営する。 ・令和8年度から開始予定の3歳児受入の準備を行う。	令和8年度から開始予定の3歳児受入の申込受付及び準備を実施	3歳児受入の周知強化	園独自の周知に加え、市公式ホームページや公式LINEによる周知	・神興幼稚園を運営する。
62	4-1(1)就学前教育・保育の環境づくり	市立の保育所・幼稚園の機能強化・サービス拡充のための認定こども園移行に向けた検討	こども課	市立の保育所・幼稚園の機能強化・サービス拡充のための認定こども園移行に向けた検討を行う。	検討委員会を実施する。	認定こども園移行に向けた検討を行うことが出来た。全4回実施済。	令和8年度に最終答申案を作成予定。	特記事項なし	検討委員会を実施する。
63	4-1(1)就学前教育・保育の環境づくり	市立の保育所・幼稚園の機能強化・サービス拡充のための認定こども園移行に向けた検討	学校教育課	こども課と共に「福津市認定こども園設置検討委員会」の事務局として下記に取り組む。 ・現地視察の実施、方向性の検討 ・方向性の検討・決定、答申案(骨格)の協議 ・答申案の協議	・答申案を策定する。	福津市認定こども園設置検討委員会において事務局として対応(第2回:現地視察、公立保育所・幼稚園のあり方検討、第3回:論点整理、認定こども園設置の方向性検討、第4回:答申案の説明、内容検討)	委員意見を十分反映した答申案の策定	第4回委員会で出された意見に加え、委員会以降に委員から別途寄せられる意見も踏まえて答申案を策定する必要があることから、会長中心に相談・協議のうえ答申案を策定する。	福津市認定こども園設置検討委員会において事務局として対応(第5回:答申案の最終確認、答申)
64	4-1(1)就学前教育・保育の環境づくり	民間の保育所・幼稚園・認定こども園等でのきめ細かな教育・保育の提供の促進	こども課	民間の保育所・幼稚園・認定こども園等での一人ひとりの発達や個性に応じたきめ細かな教育・保育の提供を促進する。	県や各種団体の実施する研修への案内、制度の周知、指導監査の実施により保育の質の向上につなげる。	県や各種団体の実施する研修への案内、制度の周知、指導監査の実施により保育の質の向上につなげるよう努めた。	引き続き実施していく。	特記事項なし	県や各種団体の実施する研修への案内、制度の周知、指導監査の実施により保育の質の向上につなげる。
65	4-1(1)就学前教育・保育の環境づくり	民間の保育所・幼稚園・認定こども園等でのきめ細かな教育・保育の提供の促進	学校教育課	幼児教育無償化事業を実施する。	・子育て支援施設等利用給付を実施する。 ・子育て支援施設型給付を実施する。	子育て支援施設等利用給付、子育て支援施設型給付を実施	支給事務を滞りなく執行すること	職員間で当該事務の理解を深め、常に対応可能な職員を配置する。	・子育て支援施設等利用給付を実施する。 ・子育て支援施設型給付を実施する。
66	4-1(1)就学前教育・保育の環境づくり	保育所・認定こども園等の既存施設の活用による定員拡充や多様なサービス展開の推進	こども課	保育所・認定こども園等の既存施設の活用による定員拡充や多様なサービス展開を推進する。	保育所・認定こども園等の既存施設と連携し、定員拡充や多様なサービス展開の推進に努める。	保育所・認定こども園等の既存施設と連携し、定員拡充や多様なサービス展開の推進に努めた。	引き続き実施していく。	特記事項なし	保育所・認定こども園等の既存施設と連携し、定員拡充や多様なサービス展開の推進に努める。
67	4-2(2)地域とともに歩む学校教育の推進	「第2期福津市教育総合計画」に基づく施策・事業の推進	学校教育課	・学校・家庭・地域が連携・共働したCS(コミュニティ・スクール)を推進する。 ・次世代を見通した地域の将来を担う人材を育成する。	・CSと地域学校協働活動の一体的推進による課題解決に取り組む。(地域コーディネーター対象調査で肯定的回答:90%) ・ふるさと学習を推進する。(主幹教諭研修会でコア・カリキュラムの編成を行い充実を図る) ・市学カスタンダードにおける評価・改善を行う。(全国及び福岡県学力調査結果:全区分で全国及び県平均を上回る) ・不登校児童生徒の自立支援の充実に取り組む。(不登校率:率は前年度を下回る)	・CSと地域学校協働活動の一体的推進による課題解決に取り組んだ ・ふるさと学習を推進(主幹教諭研修会でコア・カリキュラムの編成を行い充実を図る) ・市学カスタンダードにおける評価・改善を実施 ・不登校児童生徒の自立支援の充実に取り組んだ(R7.12末時点:率は前年度を下回った18.7%⇒2.8%)	・地域との協働による不登校児童生徒の自立支援の場・環境の整備	子どもや地域コミュニティに係る担当部署同士の協議の場の検討	・CSと地域学校協働活動の一体的推進による課題解決に取り組む。(地域コーディネーター対象調査で肯定的回答:90%) ・ふるさと学習を推進する。(主幹教諭研修会でコア・カリキュラムの編成を行い充実を図る) ・市学カスタンダードにおける評価・改善を行う。(全国及び福岡県学力調査結果:全区分で全国及び県平均を上回る) ・不登校児童生徒の自立支援の充実に取り組む。(不登校率:率は前年度を下回る)
68	4-2(2)地域とともに歩む学校教育の推進	「第2期福津市教育総合計画」に基づく施策・事業の推進	教育総務課	教育委員会の事務に関して、第2期福津市教育総合計画に記載の施策項目毎に点検及び評価を行い、「福津市教育委員会の事務に関する点検・評価報告書」を作成し、公表する。	令和6年度事業の点検及び評価を行い、学識経験者から聴取した意見も付した上で、令和7年9月に「福津市教育委員会の事務に関する点検・評価報告書(令和6年度事業)」を議会へ提出、及び市ホームページ上での公表を行う。	令和6年度事業の点検及び評価を行い、学識経験者から聴取した意見も付した上で、令和7年8月に「福津市教育委員会の事務に関する点検・評価報告書(令和6年度事業)」を議会へ提出、及び市ホームページ上での公表を行う。	事業ごとに点検及び評価を行い、今後の課題についてもその中で整理しています。	今後の課題について、整理する際に今後の方向性についても併せて検討しています。	令和7年度事業の点検及び評価を行い、学識経験者から聴取した意見も付した上で、令和8年9月までに「福津市教育委員会の事務に関する点検・評価報告書(令和7年度事業)」を議会へ提出、及び市ホームページ上での公表を行う。
69	4-2(2)地域とともに歩む学校教育の推進	「第2期福津市教育総合計画」に基づく施策・事業の推進	郷育推進課	学校教育課・教育総務課と連携の上、福津市郷育推進会議(附属機関)において、第2期福津市教育総合計画に基づき施策・事業の推進について協議・検討を行っている。	福津市郷育推進会議を6回程度開催する予定。また、教育委員会等から諮問があれば、必要に応じて答申する。	福津市郷育推進会議をR8.1末時点で5回開催し、情報の共有や議論を行った。	特記事項なし	特記事項なし	福津市郷育推進会議を6回程度開催する予定。また、教育委員会等から諮問があれば、必要に応じて答申する。
70	4-2(2)地域とともに歩む学校教育の推進	児童生徒数急増に伴う教育環境の整備	教育総務課	児童・生徒数推計に基づき、必要な普通教室、特別支援教室、及び特別教室の整備を実施する。	児童・生徒数推計に基づき、市内小中学校の必要な普通教室、特別支援教室、及び特別教室の整備を実施する。 特に令和10年度以降、新設小学校、及び津屋崎小学校からの生徒数の増が見込まれる津屋崎中学校については、増築する校舎の基本・実施設計業務を行う。	児童・生徒数推計に基づき、市内小中学校の必要な普通教室、特別支援教室、及び特別教室の整備を実施する。 特に令和10年度以降、新設小学校などからの生徒数の増が見込まれる津屋崎中学校については、増築する校舎の基本・実施設計業務を行う。	今後も必要な施設の整備を進めていく必要がある。 令和8年度以降、津屋崎中学校の校舎増築工事を進めていく必要がある。	学校と協議をしながら、必要な施設の整備について、検討します。	児童・生徒数推計に基づき、市内小中学校の必要な普通教室、特別支援教室、及び特別教室の整備を実施する。 特に令和10年度以降、新設小学校などからの生徒数の増が見込まれる津屋崎中学校については、校舎の増築工事に着手する。
71	4-2(2)地域とともに歩む学校教育の推進	児童生徒数急増に伴う教育環境の整備	新設小学校準備室	新設小学校の建設に取り組む。	過大規模・大規模校の教育環境に与える影響を緩和するため、令和9年4月の開校を目指し、分離新設による新設小学校を宮司地区に建設する。令和7年度は造成工事と建築工事の進捗を図る。	新設小学校造成工事1工区の竣工、同2工区の着実な進捗を図り、同3工区の発注を行った。また、9月より建築工事に着手しており工事の進捗を図る。	複数の業者が敷地内外で工事を行うため各種工事の施工調整が必須であり、各事業者の施工・スケジュール管理が困難。	各施工業者と合同工程会議を開催し、土木・建築業者間で資材搬入や施工に支障をきたさないよう密な意思疎通を図る。	過大規模・大規模校の教育環境に与える影響を緩和するため、令和9年4月の開校を目指し、分離新設による新設小学校を宮司地区に建設する。令和8年度は造成工事と建築工事の進捗を図り竣工を目指す。
72	4-2(2)地域とともに歩む学校教育の推進	児童生徒数急増に伴う教育環境の整備	学校教育課	・校区外通学、校区選択を実施する。 ・ICT学習環境を整備する。	・過大規模校による校区外通学制度を実施する。 ・校区選択制(光陽台1.2.3.南区)を実施する。 ・ネットワーク環境整備及びタブレット端末の追加配備を行う。	・校区外通学制度の募集周知・申請受付 ・校区選択制対象者への通知・申請受付 ・ネットワーク環境整備、タブレット端末の更新分の発注	・当該制度の周知強化 ・当該制度の周知強化 ・タブレット端末の円滑な配備	・市公式ホームページや公式LINEでの周知に努める ・上記に加え、説明会等の開催 ・受注業者との綿密かつ丁寧な協議・連携	・各種校区外通学、校区選択制度を実施する。 ・ネットワーク環境整備及びタブレット端末の追加配備を行う。
73	4-2(2)地域とともに歩む学校教育の推進	コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の推進	学校教育課	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進に取り組む。	・学校運営協議会における課題解決に向けた熟議の充実を図る。 ・地域学校協働活動推進員連絡協議会を開催して、地域コーディネーターの資質・能力の向上を図る。	地域コーディネーターの資質・能力の向上を図るために、地域学校協働活動推進員連絡協議会を開催	教育委員会・学校・地域コーディネーターの認識のズレを埋める情報共有のあり方	地域学校協働活動推進員連絡協議会の質の向上、三者の密な情報共有の実施	・学校運営協議会における課題解決に向けた熟議の充実を図る。 ・地域学校協働活動推進員連絡協議会を開催して、地域コーディネーターの資質・能力の向上を図る。

令和7年度「第1期福津市こども計画」の進捗状況管理表

番号	個別施策	主な取り組み	部署名	取り組みの概要	令和7年度実施内容 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	令和7年度実施内容 【実績R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	今後の課題 【R8.1時点】	課題についての改善・検討 【R8.1時点】	令和8年度実施内容 【予定R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。
74	4-（2）地域とともに歩む学校教育の推進	コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の推進	郷育推進課	学校教育課と連携しながら、部活動地域展開やコミュニティ・フェスタなど学校と地域をつなぐ取り組みを推進する。	部活動地域展開に関する取り組みの評価・検証や説明会の実施、1月に「FUKUTSUコミュニティ・フェスタ」を実施する。	部活動地域展開に関する説明会、コミュニティ・フェスタを予定通り実施した。コミュニティ・フェスタでは、市内の高校にも協力を得て、体験ブースを設けた。	部活動地域展開において、保護者の一部等から状況がよくわからないという声がある。	部活動地域展開において、さらに周知を図るための取り組みに関する方策を検討する。	部活動地域展開に関する取り組みの評価・検証や説明会の実施、1月に「FUKUTSUコミュニティ・フェスタ」を実施する。
75	4-（2）地域とともに歩む学校教育の推進	保幼小接続、小中連携の推進	こども課	保幼小接続会議を実施する。	保幼小接続会議を実施する。	保幼小接続推進協議会主催の研修会の実施	保・幼・小における架け橋プログラムの認識のズレを埋める情報共有のあり方	認識ギャップ解消に効果的な保・幼・小の研修会の開催	保幼小接続会議を実施する。
76	4-（2）地域とともに歩む学校教育の推進	保幼小接続、小中連携の推進	学校教育課	保・幼・小接続連携を推進する。小・中接続連携を推進する。	・保幼小接続推進協議会主催の研修会を実施する。 ・中学校区の課題解決につながる連携会議を実施する。	保幼小接続推進協議会主催の研修会の実施	保・幼・小における架け橋プログラムの認識のズレを埋める情報共有のあり方	認識ギャップ解消に効果的な保・幼・小の研修会の開催	・保幼小接続推進協議会主催の研修会を実施する。 ・中学校区の課題解決につながる連携会議を実施する。
77	4-（2）地域とともに歩む学校教育の推進	帰国・外国人児童生徒等への支援の推進	こども課	帰国・外国人児童生徒等に関する相談に応じ解決を支援する。	相談を受け付け、社会資源の活用などを調整し、必要に応じて専門相談窓口につなぐなど、問題の解決を支援する。	相談内容に応じて問題解決の支援を行った。	相談員のスキルアップ	研修を実施・受講し知識や技術の習得を図る。	相談を受け付け、社会資源の活用などを調整し、必要に応じて専門相談窓口につなぐなど、問題の解決を支援する。
78	4-（2）地域とともに歩む学校教育の推進	帰国・外国人児童生徒等への支援の推進	学校教育課	日本語指導の実施と充実に取り組む。	・実態に応じた取り出し指導を実施する。 ・日本語指導運営協議会における福津市の日本語指導のあり方について協議する。	・実態に応じた取り出し指導を実施 ・日本語指導運営協議会において福津市の日本語指導のあり方について協議	各指導教員と支援員の日本語指導の在り方の認識のズレを埋める情報共有のあり方	効果的な情報共有の場の検討	・実態に応じた取り出し指導を実施する。 ・日本語指導運営協議会における福津市の日本語指導のあり方について協議する。
79	4-（3）放課後・休日の居場所づくりの推進	学童保育所の運営・運営支援	こども課	放課後等に、保護者が就労等により家庭にいない小学生に対して、学童保育所で、必要な保育や指導を実施し、児童の健全な育成を図る。	指定管理・業務委託による学童保育所の運営学童保育所の施設管理を実施する。	指定管理(4か所)、業務委託(4か所)による学童保育所の運営を実施した。	小学校の新設に合わせて、令和8年度中に、学童保育所を新設する。	小学校の新設に合わせて、令和8年度中に、学童保育所を新設する。	指定管理・業務委託による学童保育所の運営学童保育所の施設管理を実施する。
80	4-（3）放課後・休日の居場所づくりの推進	「アンビシャス広場」の運営支援	郷育推進課	放課後や休日における子どもたちの居場所(気軽に立ち寄り集まれる場所)となり、補充学習の機会として市内7カ所で開設され、地元協力者により運営されている。	各広場ごとの活動に加え、年に4回程度の広場連絡会(各広場が集まる意見交換)や初めての取り組みである各広場対抗室内運動会を実施する。	2月に開催予定の分まで含めて全4回の連絡会を実施。予定していた各広場対抗室内運動会を8月1日に実施。また、1月25日のコミュニティ・フェスタで各広場協力して「おぼけ屋敷」ブースを設け、約600人の来場者がいた。	運営協力者の不足や普段の活動場所等の確保が困難な広場が一部ある。	普段から子どもたちに関わっている地域ボランティアや各学校などと協議を重ね改善策を検討する。	各広場ごとの活動に加え、年に4回程度の広場連絡会(各広場が集まる意見交換)や初めての取り組みである各広場対抗室内運動会を実施する。
81	4-（3）放課後・休日の居場所づくりの推進	児童センターフクスタの運営	こども課	小学生から18歳までを対象とし、誰でも安心して利用できる環境を整え、またその中で心身の健やかな成長、発達及びその自立を図る。	・利用者数指数 13,253人 ・施設「フクスタ」の周知を図る。 ・地域資源の活用に取り組む。 ・学生ボランティア活動の導入に取り組む。	現時点での利用者数は13,047人であり、年度末には目標指数を超える見込みである。市の公式ラインやホームページを活用しフクスタの周知に努めた。また、今年度は地元高校生や地域人材との連携により利用者が様々な経験ができるような環境を整えた。	施設が存在を知らない市民に対して施設の周知を図るとともに、地元高校生や地域人材との連携の定着及び館内の環境整備を含めた遊びの充実が必要と考える。	施設周知に関しては、スクリーン等の活用を検討。また、こどもの意見を尊重するために意見箱の活用や意見が出せる環境整備を検討する。人と関わりがもてるようなボードゲーム等の活用も図る。	・利用者数指数 13,253人 ・施設「フクスタ」の周知を図る。 ・地域資源の活用に取り組む。 ・学生ボランティア活動の導入に取り組む。
82	4-（3）放課後・休日の居場所づくりの推進	福津市立図書館・カメラアステージ図書館でのこどもの読書活動の推進	市立図書館	おはなし会を実施したり、館内に、主に中・高校生を対象とした「ヤングアダルトコーナー」を設置したりして、子どもたちが図書館を利用する機会を増やしています。	おはなし会に参加することにより本の楽しさを知り、本と触れ合う機会をつくります。また、主に中・高校生向けの書籍を集めたヤングアダルトコーナーを充実させ、中・高校生が図書館を利用しやすい環境をつくります。	おはなし会開催回数:81回、小学生(子ども司書)おすすめの本の展示:1回、中学生におすすめの本を選んでもらう企画展示:3回	おはなし会の参加者が減少・低年齢化(未就学児)している。カメラアステージ図書館の学習室(席)の利用者は多いが、市立図書館には学習室がない。	おはなし会の内容をブラッシュアップする。中学生が参加しやすいイベントを企画する。学校や教育支援センター「ひだまり」と連携して、児童生徒のニーズを把握する。	おはなし会に参加することにより本の楽しさを知り、本と触れ合う機会をつくります。また、主に中・高校生向けの書籍を集めたヤングアダルトコーナーを充実させ、中・高校生が図書館を利用しやすい環境をつくります。
83	4-（3）放課後・休日の居場所づくりの推進	こどもの居場所づくり支援事業(こども食堂等の支援)	こども課	こども食堂や学習支援、体験活動等の活動の拡大及び定着を図る。	こども食堂や学習支援、体験活動に取り組む団体に対し、運営費や開設準備費を補助する。	補助金交付団体は体験活動への開設費・運営費を含めた1団体であった。交付団体の活動により新たに津屋崎地区での活動の場の設置となった。	補助金交付以外の活動団体の活動支援の検討。	市の公式ホームページの作成及び県のこども居場所マップへの掲載促進を図る。	こども食堂や学習支援、体験活動に取り組む団体に対し、運営費や開設準備費を補助する。
84	5-（1）妊娠・出産期の健康づくりの推進	こども家庭センター・地域子育て相談機関の運営	子育て世代包括支援課	地域の関係機関等と連携しながらこどもの育ちを支え、子育て家庭の支援を行う。	地域の関係機関等との情報連携を推進する。	地域の関係機関等との情報連携を推進。	こども課、教育委員会と共に地域の関係機関等との更なる情報連携	庁内での連携の強化ならびに地域の関係機関等との連携を強化し、つながりのある支援を実施	地域の関係機関等との情報連携を推進する。
85	5-（1）妊娠・出産期の健康づくりの推進	こども家庭センター・地域子育て相談機関の運営	こども課	子育て世代包括支援課と連携し、こどもや子育てに関する相談に応じ解決を支援する。	こども包括会議を定期的に開催し、問題解決を支援する。新たな相談機関の設置を検討する。	家庭児童相談員による家庭訪問を実施した。	相談員のスキルアップ	研修を実施・受講し知識や技術の習得を図る。	こども包括会議を定期的に開催し、問題解決を支援する。新たな相談機関の設置を検討する。
86	5-（1）妊娠・出産期の健康づくりの推進	母子健康手帳の交付	子育て世代包括支援課	妊娠届出時、母子健康手帳の交付を行う。	妊娠届出時、助産師や保健師が面談をしながら母子健康手帳の個別交付を行う。	妊娠届出時、助産師や保健師が面談をしながら母子健康手帳の個別交付を実施。	専門職の更なるレベルアップ	他職種と連携しながら現場経験を多く積み、研修等を受講することにより新しい知識を習得するなど専門職の更なるレベルアップを図る	妊娠届出時、助産師や保健師が面談をしながら母子健康手帳の個別交付を行う。
87	5-（1）妊娠・出産期の健康づくりの推進	妊婦健康診査・妊婦歯科健診	子育て世代包括支援課	妊婦を対象に、妊婦健康診査・妊婦歯科健診を受けられる受診券を交付する。(項目と回数の制限あり)	妊婦を対象に、母子健康手帳交付時や転入時に受診券を交付する。	妊婦を対象に、母子健康手帳交付時や転入時に、受診券を配布している。	妊婦の数に対し、妊婦歯科健診の受診率が低い傾向にある。	妊婦期の歯科受診についての広報等を行う。	妊婦を対象に、母子健康手帳交付時や転入時に受診券を交付する。
88	5-（1）妊娠・出産期の健康づくりの推進	助産師、栄養士による「なんでも相談」	子育て世代包括支援課	子育て家庭が専門職へ気軽に相談できる体制を整備する。	相談希望者に対し、専門職による相談(オンラインでも可)を行う。	相談希望者に対し、専門職による相談を実施。	専門職の更なるレベルアップ	他職種と連携しながら現場経験を多く積み、研修等を受講することにより新しい知識を習得するなど専門職の更なるレベルアップを図る	相談希望者に対し、専門職による相談(オンラインでも可)を行う。
89	5-（1）妊娠・出産期の健康づくりの推進	プレママパパ講座	子育て世代包括支援課	初産婦とそのパートナー向けの講座で、出産に向けての準備や沐浴練習を行う。	年6回開催 12組/回	年6回開催 12組/回	男女共同参画推進室との連携	男女共同参画推進室との定期的な協議の場を設定	年6回開催 12組/回
90	5-（1）妊娠・出産期の健康づくりの推進	プレママパパ講座	男女共同参画室	子育て世代包括支援課主催の「プレママパパ講座」の実施の際に講師を手配することにより、男性の育児に対する不安を解消し、主体的に育児に参加する意識・心構えの育成を図る。	年6回開催 12組/回 ※子育て世代包括支援課主催	年間6回(奇数月)開催予定 定員:各回男女各12名 参加者数:91名 その他、福岡看護高等専修学校の実習生(7名)も受け入れた。	特記事項なし	特記事項なし	年6回開催 12組/回 ※子育て世代包括支援課主催

令和7年度「第1期福津市こども計画」の進捗状況管理表

番号	個別施策	主な取り組み	部署名	取り組みの概要	令和7年度実施内容 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	令和7年度実施内容 【実績R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	今後の課題 【R8.1時点】	課題についての改善・検討 【R8.1時点】	令和8年度実施内容 【予定R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。
91	5-1(1)妊娠・出産期の健康づくりの推進	マタニティヨガ講座	子育て世代包括支援課	妊娠5ヶ月以降の妊婦を対象としたマタニティヨガと妊婦同士の交流を図る。	年6回開催 6名/回	年6回開催 6名/回	対象者への幅広い周知	周知方法や時期等の見直し	年6回開催 6名/回
92	5-1(1)妊娠・出産期の健康づくりの推進	利用者支援事業	子育て世代包括支援課	こども家庭センター内の各種専門職が他職種連携しながら、各家庭に寄り添ったつながりのある支援を行う。	・妊婦等包括相談支援事業を実施する。 ・各種専門職による相談支援を実施する。	・妊婦等包括相談支援事業を実施。 ・各種専門職による相談支援を実施。	他職種やこども課、関係機関との更なる連携	他職種やこども課、関係機関との情報共有・連携を強化し、つながりのある支援を実施	・妊婦等包括相談支援事業を実施する。 ・各種専門職による相談支援を実施する。
93	5-1(1)妊娠・出産期の健康づくりの推進	養育支援訪問事業	子育て世代包括支援課	養育支援が特に必要であると判断される家庭に保健師等が訪問し、養育に関する指導や助言等を行う。	保健師等による家庭訪問を実施する。	保健師等による家庭訪問を実施	他職種やこども課、関係機関との更なる連携	他職種やこども課、関係機関との情報共有・連携を強化し、つながりのある支援を実施	保健師等による家庭訪問を実施する。
94	5-1(1)妊娠・出産期の健康づくりの推進	養育支援訪問事業	こども課	養育支援が特に必要であると判断される家庭に家庭児童相談員が訪問し、養育に関する指導や助言等を行う。	家庭児童相談員による家庭訪問を実施する。	家庭児童相談員による家庭訪問を実施した。	相談員のスキルアップ	研修を実施・受講し知識や技術の習得を図る。	家庭児童相談員による家庭訪問を実施する。
95	5-1(1)妊娠・出産期の健康づくりの推進	子育て世帯訪問支援事業	子育て世代包括支援課	家事や育児に不安や負担を抱えている子育て家庭に訪問支援員が訪問し、家事・育児・相談支援を行う。	委託事業者による家庭訪問を実施する。	委託事業者による家庭訪問を実施	委託事業者との更なる情報連携	委託事業者との情報連携を強化し、つながりのある支援を実施	委託事業者による家庭訪問を実施する。
96	5-1(1)妊娠・出産期の健康づくりの推進	産後ケア事業	子育て世代包括支援課	育児や産後の体調に不安等がある産後1年以内の母子に対して産科医療機関や助産所にて、保健指導を実施する。	委託事業者による宿泊型・デイサービス型・訪問型の事業を実施する。	委託事業者による宿泊型・デイサービス型・訪問型の事業を実施	委託事業者との更なる情報連携	委託事業者との情報連携を強化し、つながりのある支援を実施	委託事業者による宿泊型・デイサービス型・訪問型の事業を実施する。
97	5-1(1)妊娠・出産期の健康づくりの推進	関係機関との連携による周産期・小児医療の体制確保	いきいき健康課	夜間・休日の緊急医療体制の確保および周知を行う。	夜間・休日の緊急医療体制の確保し、継続的にその周知を行う。	夜間・休日の緊急医療体制を確保し、継続的にその周知を行った。	現状維持	特記事項なし	夜間・休日の緊急医療体制の確保し、継続的にその周知を行う。
98	5-1(1)妊娠・出産期の健康づくりの推進	関係機関との連携による周産期・小児医療の体制確保	子育て世代包括支援課	関係機関と連携しながら安心して妊娠・出産できる体制を整える。	医療機関や助産所等との情報連携を実施する。	医療機関や助産所等との情報連携を実施	関係機関との更なる情報連携	関係機関との情報連携を強化し、つながりのある支援を実施	医療機関や助産所等との情報連携を実施する。
99	5-1(2)乳幼児期の健康づくりの推進	乳児家庭全戸訪問(赤ちゃん訪問)事業	子育て世代包括支援課	保健師もしくは助産師が生後4ヶ月までの乳児宅を全戸訪問し、保健指導を行う。	保健師もしくは助産師による全戸訪問を実施する。	保健師もしくは助産師による全戸訪問を実施	委託事業者、他職種やこども課、関係機関との更なる情報連携	委託事業者、他職種やこども課、関係機関との情報連携を強化し、つながりのある支援を実施	保健師もしくは助産師による全戸訪問を実施する。
100	5-1(2)乳幼児期の健康づくりの推進	予防接種事業	子育て世代包括支援課	予防接種法で定められている定期予防接種を、無料で、医療機関での個別接種により実施する。(接種回数や時期に制限あり)	予防接種予診票を発行する。	予診票を交付し、未接種者には勧奨通知を発送した。	新たな定期接種化するワクチンへの対応と現在、国で進められている予防接種のデジタル化への対応。	令和10年4月を目標にデジタル化することを目標とし、宗像医師会等と情報共有を行う。	予防接種予診票を発行する。
101	5-1(2)乳幼児期の健康づくりの推進	4か月児健診	子育て世代包括支援課	問診、身体計測、小児科診察、育児・離乳食の話、ブックスタート、メディアとの適切な付き合い方の話を行う。	ふくとびあにて13回実施する。	ふくとびあで13回集団健診を実施。	乳幼児健診に従事する専門スタッフの確保及び会場が使用できない場合の代替案を検討すること。	乳幼児健診スタッフの不足(看護師・歯科衛生士)から、令和7年度中に募集を行い、必要数の確保した。今後も人員確保の課題が出る見込み。	ふくとびあにて13回実施する。
102	5-1(2)乳幼児期の健康づくりの推進	ベビーマッサージ講座	子育て世代包括支援課	助産師によるベビーマッサージの講座や育児相談、保護者同士の交流会を行う。	年12回開催 10組/回	年12回開催 10組/回	父親が参加できる日程が少ない	父親が参加しやすい日程を増やす	年12回開催 10組/回
103	5-1(2)乳幼児期の健康づくりの推進	保健師、保育士、栄養士による「なんでも相談」	子育て世代包括支援課	子育て家庭が専門職へ気軽に相談できる体制を整備する。	相談希望者に対し、専門職による相談(オンラインでも可)を行う。	相談希望者に対し、専門職による相談実施。	専門職の更なるレベルアップ	他職種と連携しながら現場経験を多く積み、研修等を受講することにより新しい知識を習得するなど専門職の更なるレベルアップを図る。	相談希望者に対し、専門職による相談(オンラインでも可)を行う。
104	5-1(2)乳幼児期の健康づくりの推進	7か月児育児相談会	子育て世代包括支援課	身体計測、保健師や栄養士の個別相談、離乳食の見本展示を行う。	ふくとびあにて毎月1回(全12回)実施する。	毎月、1回、育児相談会を実施。	各相談の定員に対し、90%の利用を目指す。	相談日が定員に達したことにより、相談できない状況を生まないよう、市役所で個別対応も行っている。あらゆる相談機会や手段を設け、誰もが相談しやすい状況をつく。	ふくとびあにて毎月1回(全12回)実施する。
105	5-1(2)乳幼児期の健康づくりの推進	10 月児個別健診	子育て世代包括支援課	身体計測、小児科診察、その他相談や指導を指定医療機関で個別受診を行う。	受診票は4か月児健診で配布する。	小児科において個別方式で実施。	医療機関での個別健診であるため、関係機関との連携を必要とする。	必要時においては、医療機関と連絡体制があるため、今後も継続して取り組んでいく。	受診票は4か月児健診で配布する。
106	5-1(2)乳幼児期の健康づくりの推進	離乳食教室	子育て世代包括支援課	離乳食の進め方や作り方を栄養士が実践しながら説明し、質問にも対応する。	フクスタにて毎月1回(全12回)実施する。	離乳食初期の講座を実施。	内容については、現状継続する。	内容については、現状継続する。	フクスタにて毎月1回(全12回)実施する。
107	5-1(2)乳幼児期の健康づくりの推進	1歳6か月児健診	子育て世代包括支援課	問診、集団講話、身体計測、小児科診察、歯科診察、歯科相談、栄養相談、ことば相談、育児相談、メディアの話等を行う。	ふくとびあにて13回実施する。	ふくとびあで13回の集団健診を実施	乳幼児健診に従事する専門スタッフの確保及び会場が使用できない場合の代替案を検討すること。	乳幼児健診スタッフの不足(看護師・歯科衛生士)から、令和7年度中に募集を行い、必要数の確保した。今後も人員確保の課題が出る見込み。	ふくとびあにて12回実施する。
108	5-1(2)乳幼児期の健康づくりの推進	2歳児育児相談会	子育て世代包括支援課	身体計測、言語聴覚士や臨床心理士の個別相談、栄養相談等を行う。	ふくとびあにて6回実施(奇数月)する。	ふくとびあで6回の個別相談を実施	参加者アンケートで相談者の満足度をみている。現状では、参加者から不安軽減につながったとの感想をいただいているため、継続していく。	現状の体制を継続していく。	ふくとびあにて6回実施(奇数月)する。
109	5-1(2)乳幼児期の健康づくりの推進	3歳児健診	子育て世代包括支援課	問診、尿検査、屈折検査、身体計測、小児科診察、歯科診察、歯科相談、栄養相談、ことば相談、育児相談、メディアの話など	ふくとびあにて13回実施する。	ふくとびあで13回の集団健診を実施	乳幼児健診に従事する専門スタッフの確保及び会場が使用できない場合の代替案を検討すること。	会場の一部が使用できないことを想定し、代替案を検討している。また、乳幼児健診スタッフの不足(看護師・歯科衛生士)から、令和7年度中に募集を行い、必要数の確保した。今後も人員確保の課題が出る見込み。	ふくとびあにて13回実施する。

令和7年度「第1期福津市こども計画」の進捗状況管理表

番号	個別施策	主な取り組み	部署名	取り組みの概要	令和7年度実施内容 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	令和7年度実施内容 【実績R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	今後の課題 【R8.1時点】	課題についての改善・検討 【R8.1時点】	令和8年度実施内容 【予定R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。
110	5-（2）乳幼児期の健康づくりの推進	すくすく相談・運動発達相談	子育て世代包括支援課	身体計測、育児に関する悩みや相談に保健師・助産師・栄養士が対応する。運動面（発達面）の困りごとや質問に作業療法士が、こどもの様子を見ながら、実際に回答する。	ふくとびあにて6回実施（偶数月）する。	ふくとびあにて6回の個別相談を実施	参加者アンケートで相談者の満足度をみている。現状では、参加者から不安軽減につながったとの感想をいただいているため、継続していく。	現状の体制を継続していく。	ふくとびあにて6回実施（偶数月）する。
111	5-（2）乳幼児期の健康づくりの推進	養育支援訪問事業	子育て世代包括支援課	養育支援が特に必要であると判断される家庭に保健師等が訪問し、養育に関する指導や助言等を行う。	保健師等による家庭訪問を実施する。	保健師等による家庭訪問を実施	専門職の更なるレベルアップ	他職種と連携しながら現場経験を多く積み、研修等を受講することにより新しい知識を習得するなど専門職の更なるレベルアップを図る。	保健師等による家庭訪問を実施する。
112	5-（2）乳幼児期の健康づくりの推進	養育支援訪問事業	こども課	養育支援が特に必要であると判断される家庭に家庭児童相談員が訪問し、養育に関する指導や助言等を行う。	家庭児童相談員による家庭訪問を実施する。	家庭児童相談員による家庭訪問を実施した。	相談員のスキルアップ	研修を実施・受講し知識や技術の習得を図る。	家庭児童相談員による家庭訪問を実施する。
113	5-（2）乳幼児期の健康づくりの推進	子育て世帯訪問支援事業	子育て世代包括支援課	家事や育児に不安や負担を抱えている子育て家庭に訪問支援員が訪問し、家事・育児・相談支援を行う。	委託事業者による家庭訪問を実施する。	委託事業者による家庭訪問を実施	委託事業者との更なる情報連携	委託事業者との情報連携を強化し、つながりのある支援を実施	委託事業者による家庭訪問を実施する。
114	5-（2）乳幼児期の健康づくりの推進	関係機関との連携による小児医療の体制確保	いきいき健康課	夜間・休日の緊急医療体制の確保および周知を行う。	夜間・休日の緊急医療体制の確保し、継続的にその周知を行う。	夜間・休日の緊急医療体制を確保し、継続的にその周知を行った。	現状維持	特記事項なし	夜間・休日の緊急医療体制の確保し、継続的にその周知を行う。
115	5-（2）乳幼児期の健康づくりの推進	関係機関との連携による小児医療の体制確保	子育て世代包括支援課	宗像医師会及び小児科医会と連携を取りながら、乳幼児健診や予防接種などを実施する。	計画作成、予算作成時の打合せの他、随時情報共有する。	国から発出される情報等、随時、宗像医師会に情報提供を行い、今後の事業が滞りなく実施できるようにする。	予防接種事業や母子保健事業でデジタル化が進められているため、今後、より一層、医師会と連携を密にしていなければならない。	現状において、事業において協力をいただいでおり、事業を行うことができている。今後、デジタル化を進めていくにあたり、国の動向を確認しながら、情報共有しつつ、対応していく。	計画作成、予算作成時の打合せの他、随時情報共有する。
116	5-（3）学童期・思春期の健康づくりの推進	学校保健事業	学校教育課	保健指導・健康教育のほか、情報モラル教育を実施する。	・各学校において、飲酒、喫煙、薬物の乱用防止、性に関する保健学習を実施する。 ・SNSやゲームなどのリスクや身体や生活に与える影響などを保護者や児童生徒が学ぶ機会を設ける。	・各学校において、飲酒、喫煙、薬物の乱用防止、性に関する保健学習を実施 ・SNSやゲームなどのリスクや身体や生活に与える影響などを保護者や児童生徒が学ぶ機会を設定	家庭との連携強化	周知の仕方を検討	・各学校において、飲酒、喫煙、薬物の乱用防止、性に関する保健学習を実施する。 ・SNSやゲームなどのリスクや身体や生活に与える影響などを保護者や児童生徒が学ぶ機会を設ける。
117	5-（3）学童期・思春期の健康づくりの推進	関係機関との連携による小児医療・思春期保健の体制確保	いきいき健康課	夜間・休日の緊急医療体制の確保および周知を行う。	夜間・休日の緊急医療体制の確保し、継続的にその周知を行う。	夜間・休日の緊急医療体制を確保し、継続的にその周知を行った。	現状維持	特記事項なし	夜間・休日の緊急医療体制の確保し、継続的にその周知を行う。
118	5-（3）学童期・思春期の健康づくりの推進	関係機関との連携による小児医療・思春期保健の体制確保	子育て世代包括支援課	宗像医師会及び小児科医会と連携を取りながら、乳幼児健診や予防接種などを実施する。	計画作成、予算作成時の打合せの他、随時情報共有を行う。	国から発出される情報等、随時、宗像医師会に情報提供や協議を行い、今後の事業が滞りなく実施できる体制を整えていく。	近年、ワクチンの定期接種化や制度の改正等が急に実施されることがあり、自治体の広報のみだけでは期間が足りず、関係機関の協力が一層、必要になっている。	互いの情報共有体制を日ごろから構築することにより、急を要する際にも対応できる体制を整える。	計画作成、予算作成時の打合せの他、随時情報共有を行う。
119	6-（1）学業・就業の再チャレンジの支援	教育相談の実施	学校教育課	教育相談を実施する。	・市教育委員会に、相談窓口を設置して、不登校やいじめ等に関する相談を受ける。 ・SC（スクールカウンセラー）を配置し、巡回相談を実施する。 ・SSW（スクールソーシャルワーカー）を中心とした家庭へのアウトリーチ支援の実施。	不登校やいじめ等に関して電話や対面で相談業務を実施	相談件数の増加による指導主事の負担軽減策	不登校やいじめ等の担当職員配置を検討	・市教育委員会に、相談窓口を設置して、不登校やいじめ等に関する相談を受ける。 ・SC（スクールカウンセラー）を配置し、巡回相談を実施する。 ・SSW（スクールソーシャルワーカー）を中心とした家庭へのアウトリーチ支援の実施。
120	6-（1）学業・就業の再チャレンジの支援	「福津市教育支援センターひだまり」での自立支援の実施	学校教育課	不登校児童生徒への自立支援の実施と学習の保障に取り組む。	・「福津市教育支援センターひだまり」での自立支援を実施する。また、ICT等を活用した学習の場の整備を行う。	福津市教育支援センターで自立支援を実施。また、Wi-Fiを設置しICT等を活用した学習の場の整備を実施	教育支援センターの利用者増加による指導員の負担軽減策	指導員の人数の増加を検討	・「福津市教育支援センターひだまり」での自立支援を実施する。また、ICT等を活用した学習の場の整備を行う。
121	6-（2）ひきこもり防止と居場所づくり	生活困窮者自立支援事業による「自立相談支援」	福祉課	本人、家族に対し、電話や面談などにより相談受付を行う。また、関係機関と連携し、必要な支援につながるように対応する。	・ホームページへの掲載を行う。 ・電話やメールなど多様な相談体制を構築する。	相談者に対し、電話や窓口、訪問、メールで相談を受け付けた。また、社会福祉協議会や基幹相談支援センターなどの関係機関と連携し、支援を行いました。	事業の周知方法について検討が必要である。	ホームページ以外に、広報やSNS等による周知を検討する。	・ホームページへの掲載を行う。 ・電話やメールなど多様な相談体制を構築する。
122	6-（2）ひきこもり防止と居場所づくり	「児童センターフクスタ」での若者の居場所づくり	こども課	教育委員会や関係部署と連携し、若者が安心して過ごせる居場所として、施設を活用できる環境を整える。	・教育委員会（スクールソーシャルワーカー、教育支援センター等）と連携し、不登校児童の支援の場として、施設を活用する。	SSWIによる不登校児童の支援の場として活用が行われている。	現在、教育委員会とフクスタの不登校児童生徒の保護者同伴での活用に向けての整備について協議中。	利用者がワンストップで活用できるよう配慮を行う。	・教育委員会（スクールソーシャルワーカー、教育支援センター等）と連携し、不登校児童の支援の場として、施設を活用する。
123	6-（2）ひきこもり防止と居場所づくり	「福津市未来共創センターキッカケラボ」での若者の居場所づくり	地域コミュニティ課	まち・地域・他主体とのつながり支援を行う。	市未来共創センターを運営する。	・センターへの相談、センター主催講座等への参加を機に、若者や他主体との関係づくり支援を実施した。 (例)高校生・大学生と地域・企業等 ・SDGsをテーマとした交流の場「SDGsのキッカフェ」において、ひきこもりをテーマとした場を催した。	・対象である若者におけるセンター認知度の低さ。 ・自動車を所有しない対象におけるセンター立地の悪さ。	・対象である若者が情報を受け取りやすいオンラインでのセンター情報の充実。 ・相談のオンライン対応の検討。	市未来共創センター キッカケラボを運営する。
124	6-（3）ヤングケアラーへの支援の推進	ヤングケアラーについての周知・啓発	こども課	ヤングケアラーについての周知・啓発を実施する。	ポスター掲示、窓口に配布物を設置する。	ポスター掲示、窓口に配布物を設置した。	ポスター掲示、窓口に配布物を設置以外の周知・啓発方法の検討	HPやSNSの活用	ポスター掲示、窓口に配布物を設置する。
125	6-（3）ヤングケアラーへの支援の推進	ヤングケアラー支援事業の検討	こども課	ヤングケアラー支援事業について検討する。	ヤングケアラー支援事業について検討する。	ガイドラインの確認、支援事業に関する情報収集、アンケート調査実施の検討	アンケート調査の実施	教育委員会と連携して既存のアンケートに質問項目を追加する方向で調整	ヤングケアラー支援事業について検討する。
126	6-（4）こども・若者の成長を支える地域環境づくり	「福津市青少年指導員会」の活動支援	郷育推進課	青少年の非行防止を目的として組織され、警察や指導員、校区指導員会等の関係機関と連携・協力した、青少年健全育成のための取り組みを行っている。	年に2回の店舗等への立入調査や青少年健全育成のための啓発、定期的な地域パトロール、有識者を招いての研修会などを実施する。	年に2回の立入調査、啓発活動、地域パトロール、年に2回の研修会を実施。LINEを使い、各校区責任者と即時に情報を共有できるようにした。	各校区責任者の次の担い手が不足している。	会の仕組みを抜本的に変えることを含めて、会を継続していけるような方針を検討する。	年に2回の店舗等への立入調査や青少年健全育成のための啓発、定期的な地域パトロール、有識者を招いての研修会などを実施する。
127	6-（4）こども・若者の成長を支える地域環境づくり	「福津市青少年育成市民の会」の活動支援	郷育推進課	青少年の健全育成事業を多角的に進めることを目的として、市内の各種関係団体・機関の代表者をメンバーに、情報交換やイベント等を行っている。	定期的な情報交換会はもちろん、年度末に開催するFUKUTSUコミュニティ・フェスタ等によって、青少年健全育成のための活動を推進していく。	コミュニティ・フェスタにおいて、例年と内容の一部変更し、公募を実施して、青少年が普段取り組んでいる成果等を発表する場を設けた。	特記事項なし	特記事項なし	定期的な情報交換会はもちろん、年度末に開催するFUKUTSUコミュニティ・フェスタ等によって、青少年健全育成のための活動を推進していく。

令和7年度「第1期福津市子ども計画」の進捗状況管理表

番号	個別施策	主な取り組み	部署名	取り組みの概要	令和7年度実施内容 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	令和7年度実施内容 【実績R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	今後の課題 【R8.1時点】	課題についての改善・検討 【R8.1時点】	令和8年度実施内容 【予定R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。
128	6-（4）子ども・若者の成長を支える地域環境づくり	子ども会育成会の活動支援	郷育推進課	定期的に意見交換を行いながら、福津市子ども会育成会連絡協議会や各地域の子ども会の活動を支援している。	連絡協議会主催のイベントへの協力や助言、各子ども会活動に関する公用バスの貸し出しなどを行いながら、それぞれの活動を支援していく。	イベントへの協力や助言の他、広報活動、会則改正等のサポートをした。また、各子ども会活動にバス貸し出しなどの支援をした。	連絡協議会に所属する子ども会・各子ども会自体の減少。	令和8年度以降は連絡協議会の事務局を郷育推進課内に移管し、会と市により密接に連携しながら施策を進めていく。	連絡協議会主催のイベントへの協力や助言、各子ども会活動に関する公用バスの貸し出しなどを行いながら、それぞれの活動を支援していく。
129	6-（4）子ども・若者の成長を支える地域環境づくり	生涯学習・生涯スポーツ事業への子ども・若者の参加促進	郷育推進課	・郷育カレッジ事業では、同運営委員会において、子ども・若者が参加しやすい講座の開講について協議・検討している。 ・海洋性スポーツ事業では、関係機関や諸団体と連携して、福津市の特色を活かした自然体験や海洋スポーツ体験の機会を子どもたちに提供している。	・市内の小学校(生)に、子ども向け講座をピックアップした郷育カレッジのチラシを配布する。また、子ども・若者が参加しやすい講座の開講について協議・検討する。 ・海洋性スポーツ事業では、カヌーやサップ、ロープワーク等の海洋体験と水辺の観察による環境学習をメニューとした「小学校課外体験事業」(対象:小学5年生)を実施する。	・市内の小学校(生)に、子ども向け講座をピックアップした郷育カレッジのチラシを配布した。また、子ども・若者が参加しやすい講座の開講について協議・検討を行っている。 ・海洋性スポーツ事業では、「小学校課外体験事業」(対象:小学5年生)を実施し、市内7校全27回、860人が参加した。	・高校生～40歳代の若年層が生涯学習に関わる機会が少ない。 ・小学生課外体験事業の参加希望校が増えたことで主軸の事業となっている反面、事業の対象者が限定的となっている。青少年が海に親しむ機会を広く確保するため、他事業の実施について宗像市や委託業者と協議を進めていく。	・長期休暇中や、土曜日・日曜日・祝日、および平日夜間の講座開催を検討している。また、講座のアーカイブ配信を行う。 ・土日、長期休暇等で単発イベントの実施を検討し、広く参加を募る。	・市内の小学校(生)に、子ども向け講座をピックアップした郷育カレッジのチラシを配布する。また、子ども・若者が参加しやすい講座の開講について協議・検討する。 ・海洋性スポーツ事業では、カヌーやサップ、ロープワーク等の海洋体験と水辺の観察による環境学習をメニューとした「小学校課外体験事業」(対象:小学5年生)を実施する。
130	6-（4）子ども・若者の成長を支える地域環境づくり	「アンビジャス広場」の運営支援	郷育推進課	放課後や休日における子どもたちの居場所(気軽に立ち寄り集まれる場所)となり、補充学習の機会として市内7カ所で開催され、地元協力者により運営されている。	各広場ごとの活動に加え、年に4回程度の広場連絡会(各広場が集まった意見交換)や初めての取り組みである各広場対抗室内運動会を実施する。	2月に開催予定の分まで含めて全4回の連絡会を実施。予定していた各広場対抗室内運動会を8月1日に実施。また、1月25日のコミュニティ・フェスタで各広場協力して「おぼけ屋敷」ブースを設け、約600人の来場者がいた。	運営協力者の不足や普段の活動場所等の確保が困難な広場が一部ある。	普段から子どもたちに関わっている地域ボランティアや各学校などと協議を重ね改善策を検討する。	各広場ごとの活動に加え、年に4回程度の広場連絡会(各広場が集まった意見交換)や初めての取り組みである各広場対抗室内運動会を実施する。
131	6-（4）子ども・若者の成長を支える地域環境づくり	児童センターフクスタの運営	子ども課	小学生から18歳までを対象とし、誰でも安心して利用できる環境を整え、またその中で心身の健やかな成長、発達及びその自立を図る。	・利用者数指数 13,253人 ・施設「フクスタ」の周知を図る。 ・地域資源の活用に取り組む。 ・学生ボランティア活動の導入に取り組む。	現時点での利用者数は13,047人であり、年度末には目標指数を超える見込みである。市の公式ラインやホームページを活用しフクスタの周知に努めた。また、今年度は地元高校生や地域人材との連携により利用者が様々な経験ができるような環境を整えた。	施設の存在を知らない市民に対して施設の周知を図るとともに、地元高校生や地域人材との連携の定着及び館内の環境整備を含めた遊びの充実が必要と考える。	施設周知に関しては、スクリーン等の活用を検討。また、子どもの意見を尊重するために意見箱の活用や意見が出せる環境整備を検討する。人と関わりがもてるようなボードゲーム等の活用も図る。	・利用者数指数 13,253人 ・施設「フクスタ」の周知を図る。 ・地域資源の活用に取り組む。 ・学生ボランティア活動の導入に取り組む。
132	6-（4）子ども・若者の成長を支える地域環境づくり	公園の適正な維持管理の推進	建設課	都市公園の施設修理、植栽の剪定、遊具の点検修理を実施する。大規模公園の維持管理及び施設の有効活用を指定管理者制度により実施する。	都市公園151カ所の植栽等保守管理、5公園の休養施設改修を行う。指定管理者による大規模公園管理に対するモニタリングを毎月実施する。	都市公園151カ所の植栽等保守管理を適時適切に実施しています。休養施設改修は、9公園、14基の改修が完了予定です。大規模公園指定管理者のモニタリング中間まとめを11月に実施し、公園の適正な維持管理について協議しました。	安全点検の結果を踏まえ、劣化状況等優先度の高いものから順次修繕を実施していきます。指定管理者施設状態や利用状況を共有し、優先順位を設定し対応していきます。	都市公園153カ所の植栽等保守管理、8公園の休養施設改修を行う。また、都市公園130カ所の遊具の安全点検を実施し、劣化状況等優先度の高い遊具から修繕を行う。指定管理者による大規模公園管理に対するモニタリングを毎月実施する。	
133	6-（4）子ども・若者の成長を支える地域環境づくり	郷づくり推進協議会の活動支援	地域コミュニティ課	子育て支援・防犯活動への支援を行う。	・郷づくり推進事業交付金を交付する。 ・郷づくり地域間における情報交換の機会を提供する。 ・活動PRを行う。	・郷づくり推進事業交付金を交付して、財政面の支援をした。 ・会議や講座を通して、協議会同士の情報交換の機会を提供した。 ・広報ふくつやSNS発信を活用して、郷づくりをPRした。	郷づくりを多くの人に知ってもらい、活動への関わりを広がっていく必要がある。	協議会同士の情報交換、郷づくりのPRを行う。	・郷づくり推進事業交付金を交付する。 ・郷づくり地域間における情報交換の機会を提供する。 ・活動PRを行う。
134	7-（1）多様な交流機会づくり	地域子育て支援センターの運営	子ども課	未就学児の保護者と子どもと一緒に遊ぶ場所の提供、子育て情報の提供、育児講座を実施する。	・遊びの場所や子育ての情報を提供する。 ・子育て相談、育児講座やイベントの実施する。	・遊びの場所や子育ての情報を提供した。 ・子育て相談、育児講座やイベントを実施した。	特記事項なし	今後も、遊びの場所や子育ての情報、相談、育児講座やイベントを実施していく。	・遊びの場所や子育ての情報を提供する。 ・子育て相談、育児講座やイベントの実施する。
135	7-（1）多様な交流機会づくり	「子育てサロン」の活動促進	子ども課	子育てサロンの情報を提供する。	・「子育てサロン」の予定が掲載されている「なかよしゆうびん」を子育て支援センター、ふくとびあ、中央公民館等に設置する。 ・各サロンごとの開催日のチラシを子育て支援センターに設置する。	・「子育てサロン」の予定が掲載されている「なかよしゆうびん」を子育て支援センター、ふくとびあ等に設置した。 ・子育て世代包括支援課が作成した子育てサロンのチラシを子育て支援センターに設置した。	特記事項なし	今後も子育て世代包括支援課と連携し、地域の「子育てサロン」の情報を提供していく。	・「子育てサロン」の予定が掲載されている「なかよしゆうびん」を子育て支援センター、ふくとびあ、中央公民館等に設置する。 ・各サロンごとの開催日のチラシを子育て支援センターに設置する。
136	7-（1）多様な交流機会づくり	「子育てサロン」の活動促進	子育て世代包括支援課	・地域の子育てサロンを保健師等が巡回し、育児相談や計測等を行う。 ・子育てサロン同士のネットワークづくりを行う。	・保健師・助産師・保育士による地域の子育てサロンでの育児相談や計測等を実施する。 ・子育てサロン同士の交流会を開催(年1回)する。	・保健師・助産師・保育士による地域の子育てサロンでの育児相談や計測等を実施。 ・子育てサロン同士の交流会を開催。	交流だけでなく互いの学びの場となるような子育てサロン向けの交流会の実施	子育てサロン向けの交流会の内容・開催方法等についての再検討	・保健師・助産師・保育士による地域の子育てサロンでの育児相談や計測等を実施する。 ・子育てサロン同士の交流会を開催(年1回)する。
137	7-（1）多様な交流機会づくり	子育てサークルの育成・活動支援	子ども課	ぼっぼの会(多胎児の会)の支援を行う。	・ぼっぼの会の開催日におもちゃの貸し出しを行う。	・ぼっぼの会の開催日におもちゃの貸し出しを行った。	特記事項なし	今後もおもちゃの貸し出しを行っていく。	・ぼっぼの会の開催日におもちゃの貸し出しを行う。
138	7-（1）多様な交流機会づくり	子育てサークルの育成・活動支援	子育て世代包括支援課	子育て支援を行っている市民活動団体等を対象に、広報支援や情報連携等を行う。	必要に応じ、情報発信支援を実施する。	必要に応じ、情報発信支援を実施	幅広い分野での情報収集	情報収集力の強化	必要に応じ、情報発信支援を実施する。
139	7-（1）多様な交流機会づくり	保育園・幼稚園の「こどもの広場」の活動促進	子ども課	「こどもの広場」の情報提供を行う。	・「こどもの広場」の予定が掲載されている「なかよしゆうびん」を子育て支援センター、中央公民館、ふくとびあ等に設置する。	・「子育てサロン」の予定が掲載されている「なかよしゆうびん」を子育て支援センター、ふくとびあ等に設置した。	特記事項なし	今後も「子育てサロン」の予定が掲載されている「なかよしゆうびん」を子育て支援センター、ふくとびあ等に設置する。	・「こどもの広場」の予定が掲載されている「なかよしゆうびん」を子育て支援センター、中央公民館、ふくとびあ等に設置する。
140	7-（1）多様な交流機会づくり	保育園・幼稚園の「こどもの広場」の活動促進	子育て世代包括支援課	通園していない子どもと保護者を対象に、市内の保育園・幼稚園が各園にて独自に催しを企画する。	・子育て支援者会議開催(年1回)する。	子育て支援者会議開催	園の無理のない範囲での「こどもの広場」への参加協力要請	「こどもの広場」実施園の実施内容について各園へ情報共有し、他園を参考にしながら自園にあった取り組みを実施してもらう	・子育て支援者会議開催(年1回)する。
141	7-（2）多様な保育ニーズへの対応	子ども誰でも通園制度	子ども課	子ども誰でも通園制度を実施する。	令和8年度からの実施に向けて準備を行う。	令和8年度からの実施に向けて準備を行っている。	引き続き実施していく。	引き続き実施に向けて準備していく。	子ども誰でも通園制度を実施する。
142	7-（2）多様な保育ニーズへの対応	一時預かり保育事業	子ども課	一時預かり保育事業への補助及び周知を行う。	一時預かり保育事業への補助及び周知を行う。	一時預かり保育事業への補助及び周知を行うことが出来ている。	引き続き実施していく。	特記事項なし	一時預かり保育事業への補助及び周知を行う。
143	7-（2）多様な保育ニーズへの対応	病児保育事業	子ども課	病児保育事業への補助及び周知を行う。	病児保育事業への補助及び周知を行う。	病児保育事業への補助及び周知を行うことが出来ている。	引き続き実施していく。	特記事項なし	病児保育事業への補助及び周知を行う。

令和7年度「第1期福津市こども計画」の進捗状況管理表

番号	個別施策	主な取り組み	部署名	取り組みの概要	令和7年度実施内容 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	令和7年度実施内容 【実績R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	今後の課題 【R8.1時点】	課題についての改善・検討 【R8.1時点】	令和8年度実施内容 【予定R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。
144	7-2)多様な保育ニーズへの対応	ファミリー・サポート・センター事業	こども課	まかせて会員がおねがい会員の子ども(生後3か月～小学6年生まで)の送迎や預かりなどを行い、子育て世代の援助活動をする事業で、市が事務局を運営する。	・まかせて会員講習会を年に1回実施する。 ・おねがい会員講習会を随時実施する。 ・活動前の事前打ち合わせを随時実施する。	・まかせて会員養成講習会を年に1回(全5講習)実施した。 ・おねがい会員講習会を随時、実施した。 ・活動前の事前打ち合わせを随時、実施した。	特記事項なし	今後もまかせて会員養成講習会、おねがい会員講習会を行い、子育て世代の援助活動を行っていく。	・まかせて会員講習会を年に1回実施する。 ・おねがい会員講習会を随時実施する。 ・活動前の事前打ち合わせを随時実施する。
145	7-2)多様な保育ニーズへの対応	子育て短期支援事業	こども課	こどもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合などに、児童養護施設等で短期間こどもを預かる。	令和7年度こどものみ入所45日、親子入所13日の見込み。	令和8年1月時点でこどものみ入所60日、親子入所なし。	満床により希望時に利用できないことがある	契約施設の拡充	令和7年度こどものみ入所45日、親子入所13日の見込み。
146	7-3)経済的負担の軽減	児童手当	こども課	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資するため、対象児童を養育する人に支給する。	申請を受け付け、該当する家庭に手当を支給する。	申請を受け付け、該当する家庭に手当を支給した。	特記事項なし	滞りなく事業を遂行する。	申請を受け付け、該当する家庭に手当を支給する。
147	7-3)経済的負担の軽減	児童扶養手当	こども課	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のために対象児童を監護・養育している人に手当を支給する。	申請を受け付け、該当する家庭に手当を支給する。毎年8月に引き続き支給資格があるか確認する。	申請を受け付け、該当する家庭に手当を支給した。毎年8月に引き続き支給資格があるか確認した。	特記事項なし	滞りなく事業を遂行する。	申請を受け付け、該当する家庭に手当を支給する。毎年8月に引き続き支給資格があるか確認する。
148	7-3)経済的負担の軽減	妊婦のための支援給付	子育て世代包括支援課	経済的な支援として、妊婦であること認定後に5万円、胎児の数の届出後に胎児の数×5万円を支給する。	・妊婦であること認定後に5万円を支給する。 ・胎児の数の届出後に胎児の数×5万円を支給する。	・妊婦であること認定後に5万円を支給 ・胎児の数の届出後に胎児の数×5万円を支給	スピーディかつ確実な支給	給付申請書類等のチェック体制の強化	・妊婦であること認定後に5万円を支給する。 ・胎児の数の届出後に胎児の数×5万円を支給する。
149	7-3)経済的負担の軽減	国民健康保険の出産育児一時金制度	保険年金医療課	本市の国民健康保険被保険者が出産したときに出産育児一時金を支給する制度。妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給される。支給額は50万円(産科医療補償制度に未加入の医療機関において出産した場合は48万8千円)。	福津市国民健康保険条例に基づき実施する。また、ウェブサイト「福津市子育て支援サイト こどもの国」や子育て支援ガイドマップでの周知や、市民課において出生届を受け付ける際に案内をしている。	福津市国民健康保険条例に基づき実施した。また、ウェブサイト「福津市子育て支援サイト こどもの国」や子育て支援ガイドマップでの周知や、市民課において出生届を受け付ける際に案内を行った。	国の示す制度に基づき実施する。	国の制度改正等の情報収集を行う。	福津市国民健康保険条例に基づき実施する。また、ウェブサイト「福津市子育て支援サイト こどもの国」や子育て支援ガイドマップでの周知や、市民課において出生届を受け付ける際に案内をしている。
150	7-3)経済的負担の軽減	生活困窮者の入院出産費用の助成(助産施設入所制度)	こども課	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院措置し、助産を受けさせる。	令和7年度 見込件数2件	令和8年1月時点で利用なし。	特記事項なし	滞りなく事業を遂行する。	令和8年度 見込件数2件
151	7-3)経済的負担の軽減	新制度に移行していない幼稚園の副食材料費の補助	学校教育課	幼児の保護者の経済的負担軽減を図るため、給食費のうち副食費相当分を給付する。	・対象者への副食費相当分の給付を行う。	対象者へ副食費相当分を支給	支給事務を滞りなく執行すること	職員間で当該事務の理解を深め、常に対応可能な職員を配置する。	・対象者への副食費相当分の給付を行う。
152	7-3)経済的負担の軽減	小中学校の要保護及び準要保護就学援助支援事業	学校教育課	経済的理由による就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を援助する。	・対象者への就学援助費を支給する。	対象者へ就学援助費を支給(8月、12月、3月)	支給事務を滞りなく執行すること	職員間で当該事務の理解を深め、常に対応可能な職員を配置する。	・対象者への就学援助費を支給する。
153	7-3)経済的負担の軽減	子ども医療費助成	保険年金医療課	中学3年生までの子どもに対し、病気やけがで医療機関を受診した際の医療費のうち、保険診療による医療費の自己負担分の一部の助成を行う。	市民課において出生届出時に手続き案内のチラシを配布している。また、ウェブサイト「福津市子育て支援サイト こどもの国」や子育て支援ガイドマップで周知をしている。	左記のとおり、案内チラシを配布し、ウェブサイトや子育て支援ガイドマップで周知を行った。新しい取組として、保険内容の手続きについては、オンラインでの申請受付を開始した。	オンラインで保険内容の変更手続きができることを周知すること。	ホームページでの分かりやすい案内のほか、医療証を一斉発送する際の同封チラシへの掲載を予定している。	市民課において出生届出時に手続き案内のチラシを配布している。また、ウェブサイト「福津市子育て支援サイト こどもの国」や子育て支援ガイドマップで周知をしている。
154	7-3)経済的負担の軽減	ひとり親家庭等医療費助成	保険年金医療課	母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童等に対し、病気やけがで医療機関を受診した際の医療費のうち、保険診療による医療費の自己負担分の一部を行う。	児童扶養手当を所管するこども課とも連携して手続き案内を行っている。また、ウェブサイト「福津市子育て支援サイト こどもの国」や子育て支援ガイドマップで周知をしている。	左記のとおり、案内チラシを配布し、ウェブサイトや子育て支援ガイドマップで周知を行った。	所得限度額があることなど、制度についてさらに分かりやすく周知すること。	既存情報が分かりやすいものになっているか再度検証する。	児童扶養手当を所管するこども課とも連携して手続き案内を行っている。また、ウェブサイト「福津市子育て支援サイト こどもの国」や子育て支援ガイドマップで周知をしている。
155	7-3)経済的負担の軽減	未熟児養育医療	子育て世代包括支援課	心身が未熟なまま出生した児に対して入院治療費用の公費負担を行う。	・未熟児養育医療給付申請者に対して、未熟児養育医療の給付を実施する。	・未熟児養育医療給付申請者に対して、未熟児養育医療の給付を実施。	スピーディかつ確実な給付	給付申請書類等のチェック体制の強化	・未熟児養育医療給付申請者に対して、未熟児養育医療の給付を実施する。
156	7-3)経済的負担の軽減	国民健康保険の産前産後健康保険料免除制度	保険年金医療課	本市の国民健康保険被保険者が出産(予定を含む)するときに、その前後の国民健康保険料を免除する制度。	福津市国民健康保険条例に基づき実施する。また、ウェブサイト「福津市子育て支援サイト こどもの国」や子育て支援ガイドマップで周知をしている。	福津市国民健康保険条例に基づき実施する。また、ウェブサイト「福津市子育て支援サイト こどもの国」や子育て支援ガイドマップで周知をした。	国の示す制度に基づき実施する。	国の制度改正等の情報収集を行う。	福津市国民健康保険条例に基づき実施する。また、ウェブサイト「福津市子育て支援サイト こどもの国」や子育て支援ガイドマップで周知をしている。
157	8-1)療育・発達支援の充実	母子保健事業等での発育・発達に関する支援の推進	子育て世代包括支援課	各種健診、相談などでキャッチした発達に不安のある子どもの療育・発達支援を行う。	不安を抱える保護者をのびのび発達支援センターなどにつなぐ。	不安を抱える保護者をのびのび発達支援センターなどにつないだ。	他職種やこども課、関係機関との更なる連携	他職種やこども課、関係機関との情報共有・連携を強化し、つながりのある支援を実施	不安を抱える保護者をのびのび発達支援センターなどにつなぐ。
158	8-1)療育・発達支援の充実	「福津市のびのび発達支援センター」での療育・発達支援の推進	子育て世代包括支援課	発達に不安のある子どもの療育・発達支援を行う。	・目標相談件数2,000件 ・ほっとタイム目標利用者数延べ300人 ・スマイルクラブ目標利用者数延べ876人	・目標相談件数2,000件 ・ほっとタイム目標利用者数延べ300人 ・スマイルクラブ目標利用者数延べ876人	委託事業者との更なる情報連携	委託事業者との情報連携を強化し、つながりのある支援を実施	・目標相談件数2,000件 ・ほっとタイム目標利用者数延べ300人 ・スマイルクラブ目標利用者数延べ876人
159	8-1)療育・発達支援の充実	保健師・保育士等による巡回相談	子育て世代包括支援課	乳幼児健診後のフォローや集団生活に課題を持つ児等について、在園している園を訪問し児の状況確認、園との情報共有を行う。	保育士、保健師が市内の各保育園・幼稚園を訪問(年に2回)し、必要に応じて療育等の支援へつなぐ。	保育士、保健師が市内の各保育園・幼稚園を訪問(年に2回)し、必要に応じて療育等の支援へつないだ。	他職種やこども課、関係機関との更なる連携	他職種やこども課、関係機関との情報共有・連携を強化し、つながりのある支援を実施	保育士、保健師が市内の各保育園・幼稚園を訪問(年に2回)し、必要に応じて療育等の支援へつなぐ。
160	8-2)特別支援教育・障がい児保育の推進	「個別の支援計画・指導計画」に基づく特別支援教育の推進	学校教育課	「個別の支援計画・指導計画」に基づく特別支援教育を推進する。	・校内で特別支援教育の中核を担うコーディネーターの資質向上を図る。 ・特別支援教育研修会による特別支援学級担任としての資質向上を図る。	・特別支援学級担任の資質向上を図る研修会を実施 ・特別支援コーディネーターの資質向上を図る研修会を実施	特別支援コーディネーター及び特別支援学級担任の資質向上	資質向上に向けた研修会の実施	・校内で特別支援教育の中核を担うコーディネーターの資質向上を図る。 ・特別支援教育研修会による特別支援学級担任としての資質向上を図る。

令和7年度「第1期福津市こども計画」の進捗状況管理表

番号	個別施策	主な取り組み	部署名	取り組みの概要	令和7年度実施内容 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	令和7年度実施内容 【実績R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	今後の課題 【R8.1時点】	課題についての改善・検討 【R8.1時点】	令和8年度実施内容 【予定R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。
161	8-1(2)特別支援教育・障がい児保育の推進	小中学校の特別支援教育就学奨励費支給事業	学校教育課	特別支援学級入級児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を援助する。	対象者への特別支援教育就学奨励費の支給する。	対象者へ特別支援教育就学奨励費を支給(都度)	支給事務を滞りなく執行すること	職員間で当該事務の理解を深め、常に対応可能な職員を配置する。	対象者への特別支援教育就学奨励費の支給する。
162	8-1(2)特別支援教育・障がい児保育の推進	保育所・認定こども園における障がいのあるこどもの受け入れの推進(保育士等の加配、保育所等訪問支援の推進、研修会等)	こども課	障がい児の受入のために保育士を加配する施設への補助を行う。	障がい児の受入のために保育士を加配する施設への補助を行う。	障がい児の受入のために保育士を加配する施設への補助を行うことが出来ている。	引き続き実施していく。	特記事項なし	障がい児の受入のために保育士を加配する施設への補助を行う。
163	8-1(2)特別支援教育・障がい児保育の推進	保育所・認定こども園における障がいのあるこどもの受け入れの推進(保育士等の加配、保育所等訪問支援の推進、研修会等)	福祉課	保育所等訪問支援事業を核とし、保育所等において、障がいがあるこどもの受け入れについて環境調整を図っている。	令和7年度は、保育所等訪問支援において、99人/月の利用量を見込んでいる。	令和7年度は、保育所等訪問支援において、105人/月の利用実績があった。	これまで通り、サービスが必要な児童に保育所等訪問支援を支給していく。	特記事項なし	令和8年度は、保育所等訪問支援において、115人/月の利用量を見込んでいる。
164	8-1(2)特別支援教育・障がい児保育の推進	保育所・認定こども園における障がいのあるこどもの受け入れの推進(保育士等の加配、保育所等訪問支援の推進、研修会等)	子育て世代包括支援課	のびのび発達支援センターと連携しながら、入所や入園、在園児の対応等の相談を受ける。	・不安を抱える保護者の相談に対応する。 ・保育士、臨床心理士による園訪問の実施を受ける。	・不安を抱える保護者の相談に対応。 ・保育士、臨床心理士による園訪問の実施。	他職種やこども課、関係機関との更なる連携	他職種やこども課、関係機関との情報共有・連携を強化し、つながりのある支援を実施	・不安を抱える保護者の相談に対応する。 ・保育士、臨床心理士による園訪問の実施する。
165	8-1(3)障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの充実	福祉サービスの提供体制の確保・充実	福祉課	障がいのある子どもに対し、療育をはじめとする、必要な福祉サービスを提供できる体制を整える。	令和7年度は、児童発達支援で229人/月、放課後等デイサービスで336人/月、保育所等訪問支援で99人/月の利用量を見込んでいる。	令和7年度は、児童発達支援で193人/月、放課後等デイサービスで392人/月、保育所等訪問支援で105人/月の利用実績があった。	需要過多の状況が続いており、必要な児童がサービスを受給できるよう、支給決定内容やキャパシティの調整について精査すべきである。	受給している児童の実態調査や、サービス供給のニーズ調査の実施を検討する。	令和8年度は、児童発達支援で257人/月、放課後等デイサービスで371人/月、保育所等訪問支援で115人/月の利用量を見込んでいる。
166	8-1(3)障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの充実	福津市基幹相談支援センターでの相談支援の実施	福祉課	障がいのある子ども、及びその家族を含め、障がいについて総合的に相談できる窓口を設置している。	令和7年度は、子ども及び大人も含め、延べ450件/月の相談件数を見込んでいる。	令和7年度は、子ども及び大人も含め、延べ720件/月の相談実績があった。	相談件数は伸び続けているが、潜在的な相談ニーズはまだあるものと考えられる。	周知の方法を随時検討し、窓口相談等で支援を必要としていると見られる家庭には、基幹を紹介するなど、細やかな取り次ぎを行いたい。	令和8年度は、子ども及び大人も含め、延べ500件/月の相談件数を見込んでいる。
167	9-1(1)必要な支援につながる相談支援の推進	「福津市こども家庭センター」の運営	子育て世代包括支援課	母子保健分野と児童福祉分野が連携しながらこどもの育ちを支え、子育て家庭の支援を行う。	・母子保健分野と児童福祉分野の情報共有の場としてこども包括会議を定期的に開催 ・各種子育て支援事業の実施	・母子保健分野と児童福祉分野の情報共有の場としてこども包括会議を定期的に開催 ・各種子育て支援事業の実施	母子保健分野と児童福祉分野の更なる連携	相互理解の推進と、情報連携会議の手法等についての再検討	・母子保健分野と児童福祉分野の情報共有の場としてこども包括会議を定期的に開催 ・各種子育て支援事業の実施
168	9-1(1)必要な支援につながる相談支援の推進	「福津市こども家庭センター」の運営	こども課	子育て世代包括支援課と連携し、こどもや子育てに関する相談に応じ解決を支援する。	母子保健分野と児童福祉分野の情報共有の場としてこども包括会議を定期的に開催する。相談を受け付け、社会資源の活用などを調整し、必要に応じて専門相談窓口につなぐなど、問題の解決を支援する。	月1回こども包括会議を開催した。相談内容に応じて問題解決の支援を行った。	連携の強化と円滑化	相互理解促進のための研修の実施	母子保健分野と児童福祉分野の情報共有の場としてこども包括会議を定期的に開催する。相談を受け付け、社会資源の活用などを調整し、必要に応じて専門相談窓口につなぐなど、問題の解決を支援する。
169	9-1(1)必要な支援につながる相談支援の推進	家庭児童相談の実施	こども課	こどもや子育てに関する相談に応じ解決を支援する。	相談を受け付け、社会資源の活用などを調整し、問題の解決を支援する。	相談内容に応じて問題解決の支援を行った。	相談員のスキルアップ	研修を実施・受講し知識や技術の習得を図る。	相談を受け付け、社会資源の活用などを調整し、問題の解決を支援する。
170	9-1(2)就業支援の推進	「自立支援プログラム」策定事業の推進	こども課	県ひとり親サポート支援センターが実施する、就労前から就労後までの自立支援計画(プログラム)の活用を支援する。	相談者に県ひとり親サポートセンターのプログラム策定の窓口につなぐ。	相談者に県ひとり親サポートセンターのプログラム策定の窓口につなぐ。	特記事項なし	滞りなく事業を遂行する。	相談者に県ひとり親サポートセンターのプログラム策定の窓口につなぐ。
171	9-1(2)就業支援の推進	自立支援教育訓練給付金の支給	こども課	ひとり親家庭の親が就職につながる能力開用のために受講した教育訓練講座の授業料を助成する。	申請を受け付け、該当する家庭に給付金を支給する。	申請を受け付け、該当する家庭に手当を支給した。	特記事項なし	滞りなく事業を遂行する。	申請を受け付け、該当する家庭に給付金を支給する。
172	9-1(2)就業支援の推進	高等職業訓練促進給付金の支給	こども課	ひとり親家庭の親が就職に有利な資格を取得するため養成機関で修業する場合、一定期間につき経済的支援を行う。	申請を受け付け、該当する家庭に給付金を支給する。	申請を受け付け、該当する家庭に手当を支給した。	特記事項なし	滞りなく事業を遂行する。	申請を受け付け、該当する家庭に給付金を支給する。
173	9-1(3)生活支援の推進	児童扶養手当	こども課	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のために対象児童を監護・養育している人に手当を支給する。	申請を受け付け、該当する家庭に手当を支給する。毎年8月に引き続き支給資格があるか確認する。	申請を受け付け、該当する家庭に手当を支給した。毎年8月に引き続き支給資格があるか確認した。	特記事項なし	滞りなく事業を遂行する。	申請を受け付け、該当する家庭に手当を支給する。毎年8月に引き続き支給資格があるか確認する。
174	9-1(3)生活支援の推進	ひとり親家庭等医療費助成	保険年金医療課	母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童等に対し、病気がけがで医療機関を受診した際の医療費のうち、保険診療による医療費の自己負担分の一部の助成を行う。	児童扶養手当を所管するこども課とも連携して手続き案内を行っている。また、ウェブサイト「福津市子育て支援サイト こどもの国」や子育て支援ガイドマップで周知をしている。	左記のとおり、案内チラシを配布し、ウェブサイトや子育て支援ガイドマップで周知を行った。	所得限度額があることなど、制度についてさらに分かりやすく周知すること。	児童扶養手当を所管するこども課とも連携して手続き案内を行っている。また、ウェブサイト「福津市子育て支援サイト こどもの国」や子育て支援ガイドマップで周知をしている。	
175	9-1(3)生活支援の推進	福岡県母子父子寡婦福祉資金の貸付の申請窓口	こども課	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立や生活意欲の助長、そのこどもの福祉の増進を図るための各種資金の貸付の申請を受け付ける。	生活状況や経済状況などを聞き取り、県に対象となるか確認する。	相談内容に応じて問題解決の支援を行った。	相談員のスキルアップ	研修を実施・受講し知識や技術の習得を図る。	生活状況や経済状況などを聞き取り、県に対象となるか確認する。
176	9-1(3)生活支援の推進	養育支援訪問事業	子育て世代包括支援課	養育支援が特に必要であると判断される家庭に保健師等が訪問し、養育に関する指導や助言等を行う。	保健師等による家庭訪問を実施する。	保健師等による家庭訪問を実施。	他職種やこども課、関係機関との更なる連携	他職種やこども課、関係機関との情報共有・連携を強化し、つながりのある支援を実施	保健師等による家庭訪問を実施する。
177	9-1(3)生活支援の推進	養育支援訪問事業	こども課	養育支援が特に必要であると判断される家庭に家庭児童相談員が訪問し、養育に関する指導や助言等を行う。	家庭児童相談員による家庭訪問を実施する。	家庭児童相談員による家庭訪問を実施した。	相談員のスキルアップ	研修を実施・受講し知識や技術の習得を図る。	家庭児童相談員による家庭訪問を実施する。
178	9-1(3)生活支援の推進	子育て世帯訪問支援事業	子育て世代包括支援課	家事や育児に不安や負担を抱えている子育て家庭に訪問支援員が訪問し、家事・育児・相談支援を行う。	委託事業者による家庭訪問を実施する。	委託事業者による家庭訪問を実施。	委託事業者との更なる情報連携	委託事業者との情報連携を強化し、つながりのある支援を実施	委託事業者による家庭訪問を実施する。

令和7年度「第1期福津市こども計画」の進捗状況管理表

番号	個別施策	主な取り組み	部署名	取り組みの概要	令和7年度実施内容 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	令和7年度実施内容 【実績R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。	今後の課題 【R8.1時点】	課題についての改善・検討 【R8.1時点】	令和8年度実施内容 【予定R8.1時点】 ※数値目標・指標等がある場合は、 それも記入してください。
179	9-（3）生活支援の推進	住宅確保の支援制度の周知	こども課	県営住宅入居の優遇制度、「福岡県ひとり親家庭住宅支援資金の貸付」等により、住宅確保を支援する。	相談を受け付け、社会資源の活用などを調整し、必要に応じて専門相談窓口につなぐなど、問題の解決を支援する。	相談を受け付け、社会資源の活用などを調整し、必要に応じて専門相談窓口につなぐなど、問題の解決を支援した。	相談員のスキルアップ	研修を実施・受講し知識や技術の習得を図る。	相談を受け付け、社会資源の活用などを調整し、必要に応じて専門相談窓口につなぐなど、問題の解決を支援する。
180	9-（3）生活支援の推進	母子生活支援施設への保護	こども課	こどもを養育する配偶者のいない女性等が生活上の問題等で十分な養育ができない場合等に一時的に施設に入所させる。	入所した母子の問題解決を支援し、自立を促進する。	令和8年度中に2世帯退所、令和8年1月時点で2世帯が入所中。	入所期間の目安や入退所の判断基準が不明瞭	要綱を整備する	入所した母子の問題解決を支援し、自立を促進する。
181	9-（4）養育費確保と面会交流支援の推進	養育費や面会交流に関する相談	こども課	養育費や面会交流に関する相談に応じる。	家庭児童相談員が相談に応じ、必要に応じて専門相談窓口につなぐ。	家庭児童相談員が相談に応じ、必要に応じて専門相談窓口につなぐ。	相談員のスキルアップ	研修を実施・受講し知識や技術の習得を図る。	家庭児童相談員が相談に応じ、必要に応じて専門相談窓口につなぐ。
182	9-（4）養育費確保と面会交流支援の推進	養育費等相談支援センター事業の周知	こども課	養育費等相談支援センター事業の周知	ポスター掲示、窓口に配布物を設置する。	ポスター掲示、窓口に配布物を設置した。	ポスター掲示、窓口に配布物を設置以外の周知・啓発方法の検討	HPやSNSの活用	ポスター掲示、窓口に配布物を設置する。
183	10-（1）状況把握と相談支援の推進	生活困窮者自立支援事業による「自立相談支援」	福祉課	本人、家族に対し、電話や面談などにより相談受付を行う。また、関係機関と連携し、必要な支援につなげるように対応する。	・ホームページへの掲載を行う。 ・電話やメールなど多様な相談体制を構築する。	相談者に対し、電話や窓口、訪問、メールで相談を受け付けた。また、社会福祉協議会や基幹相談支援センターなどの関係機関と連携し、支援を行いました。	事業の周知方法について検討が必要である。	ホームページ以外に、広報やSNS等による周知を検討する。	・ホームページへの掲載を行う。 ・電話やメールなど多様な相談体制を構築する。
184	10-（1）状況把握と相談支援の推進	こどもの貧困に関する相談支援の推進	こども課	相談に応じ問題解決を支援する。	相談を受け付け、社会資源の活用などを調整し、必要に応じて専門相談窓口につなぐなど、問題の解決を支援する。	相談内容に応じて問題解決の支援を行った。	相談員のスキルアップ	研修を実施・受講し知識や技術の習得を図る。	相談を受け付け、社会資源の活用などを調整し、必要に応じて専門相談窓口につなぐなど、問題の解決を支援する。
185	10-（2）こどもの居場所づくり	児童センターフクスタの運営	こども課	小学生から18歳までを対象とし、誰でも安心して利用できる環境を整え、またその中で心身の健やかな成長、発達及びその自立を図る。	・利用者数指数 13,253人 ・施設「フクスタ」の周知を図る。 ・地域資源の活用に取り組む。 ・学生ボランティア活動の導入に取り組む。	現時点での利用者数は13,047人であり、年度末には目標数値を超える見込みである。市の公式ラインやホームページを活用しフクスタの周知に努めた。また、今年度は地元高校生や地域人材との連携により利用者が様々な経験ができるような環境を整えた。	施設の存在を知らない市民に対して施設の周知を図るとともに、地元高校生や地域人材との連携の定着及び館内の環境整備を含めた遊びの充実が必要と考える。	施設周知に関しては、スクリーン等の活用を検討。また、こどもの意見を尊重するために意見箱の活用や意見が出せる環境整備を検討する。 人と関わりがもてるようなボードゲーム等の活用も図る。	・利用者数指数 13,253人 ・施設「フクスタ」の周知を図る。 ・地域資源の活用に取り組む。 ・学生ボランティア活動の導入に取り組む。
186	10-（2）こどもの居場所づくり	こどもの居場所づくり事業（こども食堂等の支援）	こども課	・こども食堂や学習支援、体験活動等の活動の拡大及び定着を図る。	こども食堂や学習支援、体験活動に取り組む団体に対し、運営費や開設準備費を補助する。	補助金交付団体は体験活動への開設費・運営費を含めた1団体であった。交付団体の活動により新たに津屋崎地区での活動の場の設置となった。	補助金交付以外の活動団体の活動支援の検討。	市の公式ホームページの作成及び県のこども居場所マップへの掲載促進を図る。	こども食堂や学習支援、体験活動に取り組む団体に対し、運営費や開設準備費を補助する。
187	10-（2）こどもの居場所づくり	「アンビジャス広場」の運営支援	郷土推進課	放課後や休日における子どもたちの居場所（気軽に立ち寄り集まれる場所）となり、補充学習の機会として市内7カ所で開設され、地元協力者により運営されている。	各広場ごとの活動に加え、年に4回程度の広場連絡会（各広場が集まったの意見交換）や初めての取り組みである各広場対抗室内運動会を実施する。	2月に開催予定の分まで含めて全4回の連絡会を実施。予定していた各広場対抗室内運動会を8月1日に実施。また、1月25日のコミュニティ・フェスタで各広場協力して「おぼけ屋敷」ブースを設け、約600人の来場者がいた。	運営協力者の不足や普段の活動場所等の確保が困難な広場が一部ある。	普段から子どもたちに関わっている地域ボランティアや各学校などと協議を重ね改善策を検討する。	各広場ごとの活動に加え、年に4回程度の広場連絡会（各広場が集まったの意見交換）や初めての取り組みである各広場対抗室内運動会を実施する。
188	10-（2）こどもの居場所づくり	福津市立図書館・カメラアステージ図書館でのこどもの読書活動の推進	市立図書館	おはなし会を実施したり、館内に、主に中・高校生を対象とした「ヤングアダルトコーナー」を設置したりして、子どもたちが図書館を利用する機会を増やしている。	おはなし会に参加することにより本の楽しさを知り、本と触れ合う機会をつくる。また、主に中・高校生向けの書籍を集めたヤングアダルトコーナーを充実させ、中・高校生が図書館を利用しやすい環境をつくる。	おはなし会開催回数：81回、小学生（子ども司書）おすすめの本の展示：1回、中学生におすすめの本を選んでもらう企画展示：3回	おはなし会の参加者が減少・低年齢化（未就学児）している。 カメラアステージ図書館の学習室（席）の利用者は多いが、市立図書館には学習室がない。	おはなし会の内容をブラッシュアップする。 中学生が参加しやすいイベントを企画する。 学校や教育支援センター「ひだまり」と連携して、児童生徒のニーズを把握する。	おはなし会に参加することにより本の楽しさを知り、本と触れ合う機会をつくる。また、主に中・高校生向けの書籍を集めたヤングアダルトコーナーを充実させ、中・高校生が図書館を利用しやすい環境をつくる。
189	10-（3）就業や生活への支援の推進	生活保護相談	福祉課	生活保護制度の活用による経済的支援を行う。	生活保護法の支給要件を満たす困窮世帯に対し、生活保護を適用し、最低限度の生活水準の確保を支援する。	109件の相談を受け付け、38世帯が生活受給することで最低限度の生活の維持が可能となった。	生活保護受給に至らない相談者に対し、生活保護以外の支援を提案する必要がある。	活用できる社会資源を把握し、関係機関と連携することで切れ目ない支援の移行を行う。	生活保護法の支給要件を満たす困窮世帯に対し、生活保護を適用し、最低限度の生活水準の確保を支援する。
190	10-（3）就業や生活への支援の推進	児童扶養手当	こども課	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のために対象児童を監護・養育している人に手当を支給する。	申請を受け付け、該当する家庭に手当を支給する。毎年8月に引き続き支給資格があるか確認する。	申請を受け付け、該当する家庭に手当を支給した。毎年8月に引き続き支給資格があるか確認した。	特記事項なし	滞りなく事業を遂行する。	申請を受け付け、該当する家庭に手当を支給する。毎年8月に引き続き支給資格があるか確認する。
191	10-（3）就業や生活への支援の推進	小中学校の要保護及び準要保護就学援助支援事業	学校教育課	経済的理由による就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を援助する。	対象者への就学援助費を支給する。	対象者へ就学援助費を支給（8月、12月、3月）	支給事務を滞りなく執行すること	職員間で当該事務の理解を深め、常に対応可能な職員を配置する。	対象者への就学援助費を支給する。
192	10-（3）就業や生活への支援の推進	生活困窮者自立支援事業による「家計改善支援事業」・「住居確保給付金の支給」等	福祉課	相談者の家計状況の見直しや、求職活動中の相談者への家賃補助等の支援を行う。	ホームページへの掲載による事業の周知を行う。	家計相談を11件、求職活動中の相談者への家賃補助を3件、転居費用補助を1件の支援を行った。	事業の周知方法について検討が必要である。	ホームページ以外に、広報やSNS等による事業の周知を検討する。	ホームページと広報誌に掲載し事業の周知を行う。
193	10-（3）就業や生活への支援の推進	子育て世帯訪問支援事業	子育て世代包括支援課	家事や育児に不安や負担を抱えている子育て家庭に訪問支援員が訪問し、家事・育児・相談支援を行う。	委託事業者による家庭訪問の実施する。	委託事業者による家庭訪問を実施。	委託事業者との更なる情報連携	委託事業者との情報連携を強化し、つながりのある支援を実施	委託事業者による家庭訪問を実施する。